

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年12月11日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年12月11日（火） 午前10時00分～午後 2 時10分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第2委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 鈴木 ひろ子 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 若林 ひろき 君 委員 このの 孝子 君
委員 木村 けんご 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
宮尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松山 障 害 者 福 祉 課 長
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢木 生 活 福 祉 課 長
福内 健 康 推 進 部 長 川島 健 康 課 長
品川区保健所 所 長 兼 務 鈴木品川区保健所生活衛生課長
三ツ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 仁平品川区保健所品川保健センター所長
鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ） 榎本品川区保健所荏原保健センター所長
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「所管事務調査」および「その他」を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いします。

本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

それから、石田ちひろ委員は欠席との連絡をいただいておりますので、熱が出たそうであります。風邪をひいたようで、皆様もお気をつけいただければと思います。

1 報告事項

(1) 「第3期品川区地域福祉計画（素案）」およびパブリックコメントの実施について

○石田（秀）委員長

それでは、まず予定表の1、報告事項を聴取いたします。はじめに、(1)「第3期品川区地域福祉計画（素案）」およびパブリックコメントの実施についてを議題に供します。本件につきまして、理事者より説明願います。

○大串福祉計画課長

おはようございます。それでは、私から、第3期品川区地域福祉計画の素案およびパブリックコメントの実施についてご説明いたします。恐れ入ります。お手元の資料をご覧くださいというふうに思います。

まず、1. 素案策定までの経過ということで、昨年11月にアンケートを実施し、それと合わせて専門職のアンケート調査も実施したところでございます。

(2)でございますが、地域福祉計画の策定委員会を6月8日に第1回がございまして、今のところ3回行っております。その策定委員会に先立ちまして、庁内の検討委員会をそれぞれ開催したところでございます。また、この計画策定に伴いまして、各地区で懇談会を開催させていただきました。前期という表記になっています。平成30年3月から6月にかけて、全14回、13の地区で行われ、延べ328人の方にご参加をいただいたといったところです。

2が計画の素案および概要版ということでございまして、後ほどまたご説明させていただきたいと思います。

3が今後のスケジュールということになっております。パブリックコメントの実施ということで、年明け1月になりますけれども、広報しながわ1月11日号、区のホームページに記事の掲載をさせていただきます。期間は平成31年1月11日から2月10日、約1カ月間、パブリックコメントの期間となっております。なお、閲覧場所といたしましては、こちらに記載のところになります。この結果につきましては、2月の厚生委員会で改めてご報告をさせていただこうと思っております。

(2)でございます。本日、この厚生委員会を受けまして、来週になりますけれども、18日に策定委員会、素案検討を行いたいと思っております。以降、2月から3月の間に策定委員会および庁内検討会、パブリックコメントを踏まえた最終の審議を行うことになっております。それと並行いたしまして、各地区の懇談会ということで地域のほうにお邪魔させていただいて、ご説明と意見交換等を行うことになっております。基本的には前期と同じ内容、13地区でこれを展開していきたいと考えております。

既に、八潮地区の支え愛活動会議、それから先週は荏原第三地区の町会長会議にもお邪魔しましたし、また、今週も同じく荏原第三地区の支え愛活動会議のほうにもお邪魔しようと思っところでございます。なお、計画の公表につきましては、平成31年5月、区のホームページ、あるいは広報しながらにて公表するということで考えております。

それでは、続きまして、本編と言いますか、素案のご説明をさせていただきたいと思います。素案をご覧くださいと思います。「やさしさと支え合いのまち しながわ「第3期品川区地域福祉計画」(素案)」という資料でございます。

表紙をおめくりいただきまして、巻頭言を最初に載せさせていただいております。次が目次というところございまして、第1章が計画策定の考え方というところでございます。恐れ入ります。2ページをお開きください。

まず1. 計画策定の経緯、基本理念、基本目標というところで掲載させていただいております。まず(1)地域福祉とはというところでございます。前段、急速な少子高齢化、核家族化等といったところで、地域住民の生活スタイルや価値観が多様化するといった中で、地域のつながりが希薄化していて、社会的に孤立している方もいらっしゃるといったところの現状、こちらをまず最初に述べさせていただいて、その後段にありますのは、地域福祉とはといったところで、下から2行目になりますけれども、住民の皆さん、子どもたちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、地域住民や事業者、我々行政が協力し、支え合う取り組み、それを地域福祉ということ定義をしております。

(2)が地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現ということで、地域包括ケアシステム、主には高齢者の方を支えていく仕組みといったところ。それと、さらにそれを進めていく上での地域包括ケアシステムの実現というところ、こちらを書かせていただいております。後段になりますが、「さらに」のところ。区民や地域の多様な主体が困っている人のことを自分のことと考えられるよう、当事者意識を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる、こうしたことで区民一人ひとりの方が生きがいを持って、ともにつくっていく、こういった地域共生社会の実現を目指していくということでございます。

3ページ、(3)でございます。こうしたことを踏まえて、品川区が目指す地域共生社会といったところで書かせていただいております。すべての人がお互いに支え合い、協力し合う社会といったところになっております。簡単なイメージをつけさせていただいております。真ん中に友人・家族、区民の方が中止になっております。それをとり囲むように、地域で見守る、地域で支えるといったイメージ、医療的サービス、公的なサービス、あるいは福祉的サービスといったサービスの主体、また、地域といったところで、さまざま商店街の方ですとかPTA、ボランティア、こういった地域の担い手の方たちといった皆様方と協力し合いながら社会をつくっていくというところ。す。

4ページをご覧くださいと思います。4ページの(5)計画策定の趣旨でございますが、こちらも以前ご報告させていただきましたが、社会福祉法第107条に基づき、この地域福祉計画の策定を行っているという情報、また、(6)計画期間は2019年から2023年の5年間というふうに設定をしております。また、(7)計画の位置づけということで、こちらの計画は福祉の推進の方向性を示す総合的な計画という性格を持っております。「品川区基本構想・長期基本計画」こういったもののもと、高齢、障害、子ども、子育て、各分野の個別計画、これを横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すというのがこの計画の位置づけになります。

簡単に、この下に図を入れております。各個別計画があり、この共通するところをこの第3期品川区

地域福祉計画のほうでは網羅しているといったところです。

続きまして、5ページでございます。(8)基本理念、目標ということで、まず、基本理念ということで、「誰もが自分らしく優しさを持って暮らせるまち」、これを理念というふうに設定しております。この理念の実現するためといったところで、基本目標ということで大きく3つ、多様性を認め合う意識、それから地域のつながりの再構築、それから誰もが役割を持ち、参画できる地域社会、こういったものをそれぞれつくっていききたいというのを基本目標ということで3つ設定をさせていただいております。

続きまして、6ページ、7ページでございます。こちらの計画、従前の第2期の地域福祉計画と、すべての人にやさしいまちづくり推進計画、これを統合したという性格も合わせ持っているところです。そうしたところで、地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリー、考え方ということで、6ページにはバリアフリーからユニバーサルデザイン、また、(2)といたしましては、国と都の動きといったところで、こちらについても記載しております。

7ページが区の取り組みということで、それぞれ1)心のバリアフリーの推進、2)面的なバリアフリー化の推進、3)情報のバリアフリーの推進ということで、それぞれやさしいまちづくり推進計画に基づいて取り組んできたところを、こちらにも記載しているところです。

8ページをご覧くださいと思います。こちらは国がめざす地域包括ケアシステムということで、厚生労働省から出ております地域包括ケアの関係、こちらについて、コラムという形ですけれども、考え方の紹介をさせていただいております。

続きまして、第2章が地域福祉を取り巻く現状と課題というふうになっております。10ページ以降でございますが、こちらには品川区の統計からみえる現状ということで、人口の推移、11ページ、世帯数の推移、あるいは高齢者のいる世帯推移ですとか、12ページ以降、高齢者の人口の状況、13ページ、障害者数の推移といったところで、統計からみえるもの、資料的な形でこちらには記載させていただいております。

少し飛びますが15ページをご覧くださいと思います。冒頭、昨年11月にアンケート調査を実施したというふうに申し上げました。このアンケート調査等からみえる現状ということで、調査の概要と結果のまとめといったところでございます。区民5,000人の方を対象に、区民の生活や地域福祉への意向を把握するといったところで実施をさせていただいたところ、有効回答数としては1,718人、回答率としては34.4%というところでございます。本計画の策定に当たりまして、このアンケート調査の実施、こういったところのご意見、これが非常にキーとなったと考えております。

そうした中で、その下の段でございますが、近所で手助けを必要とする人を見かけたり、事故や虐待のニュースを見たときには、やはり地域における支え合いの意義が必要というふうに感じるというご意見をいただいたところです。それから、地域における支え合いの必要性、やはり感じてはいるものの、現在はどうしても多忙で、あるいはさまざまな事情で地域の活動には参加できない、ただ、情報や機会があれば活動してみたい、こういったご意向を持っている方もいらっしゃいました。

それ以降、回答結果、一部抜粋ということで載せさせていただいております。飛びまして18ページをご覧くださいと思います。さまざまな問いをさせていただきましたが、④のところになりますが、地域活動やボランティア活動といったところで問いをさせていただきました。19ページですけれども、前ページの問いで、全ての活動に「活動したことはない」とご回答した人のうち、今後の参加の意向について「活動してみたい」あるいは「興味はあるが今はできない」とご回答いただいた方が64.9%ということで、これまで地域活動に参加したことがない人の大半が活動自体には興味や関心を持っている

というところが、このアンケート調査からうかがえるところです。

続きまして、20ページはユニバーサルデザイン、バリアフリー、こちらについてのアンケートをさせていただきます。

それから、21ページからが、区民・関係者からの主なご意見ということで、今、ご紹介させていただいた区民アンケート、あるいは専門職へのアンケート、あるいはこれまで行った策定委員会でのご意見、あるいは昨年春に行なわせていただきました地区懇談会、ここでさまざまなご意見をいただきました。この中で地域福祉に関連の高い意見ということで、幾つかここでは書かせていただいております。一番上のところが、こういったご意見からみえることというところでは、右の矢印をつけておりますけれども、地域とのつながりの希薄化、あるいはその下、災害時のための日常的なつながり、あるいは自主的活動の継続への不安、あるいはルールやマナー意識の啓発が必要ではないか、あるいはさまざまな偏見や差別といったものが解消されていかなければならないのではないかと、あるいは多職種や多機関との連携、これがさらに進むとよいといったようなご意見、これもまたご意見ということでまとめております。

続きまして、22ページ、23ページでございます。22ページが第2期品川区地域福祉計画の主な成果・実績、また、23ページが品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画、これも成果・実績ということで、前計画の総括的なものということで、こちら見開きで紹介しております。地域福祉計画、1) 相談から支援につながるしくみづくりという、これは地域福祉計画で4つ柱を設けておりますけれども、それぞれの柱がここに載っております。相談から支援にいくといったところでは、支え愛・ほっとステーションの開設、これがやはり成果となります。

また、2) 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実というところでは、支え愛活動会議、これは旧のふれあいサポート活動会議になりますけれども、こちらとの連携、こういったものがあります。また、3) 地域の支え合いに必要な情報の活用と保護といったところでは、個人情報取扱いガイドブック等々を作成したと。また、4) 担い手の育成、拠点整備等の活動しやすい環境づくり、これについては、ほっとサロン等のサロン活動の運営支援や、拠点の拡充、これを図ってきたということが挙げられるのではないかと。また、23ページのすべての人にやさしいまちづくりにおいては、1) ユニバーサルデザインの普及啓発ということで、「困ったときはおたがいさま」という意識啓発を行っております「おたがいさま運動」の展開、また、2) の誰もが安心して外出できるしくみづくりにつきましては、区設置の駅前の案内サイン等の更新、あるいは交通マナーの啓発や交通安全教室の充実、3) の公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進につきましては、まちづくりマスタープラン、こちらをもとに各拠点ごとになりますけれども、大井町駅周辺、それから旗の台駅周辺、これを重点整備地区といたしまして、それぞれの計画を策定しました。

それから、4) が事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援ということでは、「やさしいまちづくり推進協議会」、これを開催して、さまざまなご意見をいただきながら進めていくといったところが全体的な動きでございます。

続きまして、24ページでございます。地域福祉で取り組むべき今後の重点課題というところ、アンケート等々、ご議論等々の中からみえてきたものということで、大きくは3つでございます。(1) 偏見や差別のない地域づくり、こういったものが必要ではないかというご意見をいただきました。やはり、これが一番基本になってくるところかと思っております。それから(2) 地域活動の担い手の発掘や育成といったところです。この文章の中、上から2行目のところで現在、地域活動の運営者や参加者において

は、固定化や高齢化、そういったものが課題となっているということで、その段落の後ろのほうになりますが、担い手の輪が広がるようなきっかけや仕組みづくり、こういったものをつくっていくべき。それから、(3)包括的な相談支援体制の充実ということで、生活課題が多様で複合的になっているという現象があると。そうしたときには、何かあったときに相談し合えるような関係、こういったものが大切であると。また、我々区や専門機関の横断的な連携を推進して、包括的な相談支援体制を強化する、こういったものが求められるといったところで、大きく3つ、重点課題とさせていただいております。

25ページが第3章になります。第3期に推進する施策ということで、26ページ、27ページをおめくりいただきたいと思います。こちらでは、施策の体系図をお示ししております。先ほど申し上げました重点課題に対応する形で、3つ柱を設けております。施策の柱ということで1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ、2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる、3. 適切な支援につながるしくみをつくる、この3つを柱というふうに位置づけております。その柱に基づきまして、施策の方向性、それぞれ3つ、5つ、5つといったところ、方向性をお示しし、さらにその方向性に基づいての施策というところ、それから27ページが具体策ということでお示しをさせていただいているところです。

なお、施策のところでございます。26ページの右側のところ、施策、太字になっているところがございます。上から例えば2行目、障害者等への配慮の深化といったところ、こちら、重点施策と位置づけてをさせていただいております。

それでは、28ページをおめくりいただきたいと思います。以降、この施策の柱ごとの展開、これについてこちらに記載をさせていただいております。施策の柱1については、気づく心とつなげる気持ちをはぐくむということで、背景とねらいといったところ、地域で暮らす人にはさまざまな方がいる、そういった違いから、とまどいや不安を感じる方がいらっしゃる。それをまずはやはり、思いやりの気持ち、こういったものが必要になってくるのではないかとということ。また、地域の、自分のできる範囲で周りの人の困りごとを我が事と感じて関わっていくことで、地域の活性化が図られるのではないかとということでございます。

簡単な気づきのイメージということでイラストをつけさせていただきました。まず、関心を持つということで、青で丸を囲ませていただいております。関心を持っていただき、なおかつそこから今度の緑の輪、もう少し大きくなりますけれども、気づく、それから関わる、最終的にはつなげる、広げるといったところに広がっていければいいというふうに考えております。

29ページが、区民・関係者の声ということで、こちらアンケートや懇談会等でいただいた意見、これの一部を抜粋させていただいております。右手のところに男の子の困った顔が載っています。人と関わるのが苦手な人もいることもわかってほしいというようなご意見もいただいております。こういったさまざまなご意見をいただいた上で、地域の課題ということで3つ、さまざまな偏見や差別の解消、こういった相互理解の機会を充実させる。あるいは、日常の近隣のつながりにより、地域において孤立している人や家庭を少なくする。まちなかで、あいさつや困っている人への声かけ、これが当たり前になるような地域をつくっていくと。この計画期間中の区の目標ということで2点、区民や事業者が地域福祉を学べる機会、こういったものを提供していくと。また、ゆるやかに見守り合うような地域となるような支援を行う。こういったところで、目標ということで立てているところです。

30ページをおめくりいただきたいと思います。こちらの柱に基づいての施策の方向性と、具体的な施策ということで、まずは方向性の(1)相互理解の促進。下段の文章に載っておりますけれども、まずは地域に目を向けて周りの人に関心を持っていただく、これが必要なことではないかと。施策の展開とい

うことですが、1) 多様性を認め合う意識づくり、こういったところをまずは持っていただきたいということです。

それから、31ページが重点というふうに入っておりますけれども、2) 障害者等への配慮の深化です。それぞれ、具体策を幾つか載せさせていただいております。こういった形で、今も進めているところをさらに深化、充実させていきたいと考えております。

続きまして、32ページでございます。方向性(2)生活の中での気づきの促進ということで、日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくこともあるといったところ、こうした中で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知をしていきたいといったところです。施策の展開としては2点、PTA等による地域の子どもの見守り活動、あるいは認知症サポーター養成の充実といったものもあります。

33ページ、コラムという形で載せております。自分のできる手助けから始めてみようということで、誰かを支えるということは支えられる人のためだけにはなく、誰かの役に立てる、こういったお気持ちを持ってやることも大切ではないかと。支える人と支えられる人という形に二分されるのではなく、誰もが支え手であり、あるときには受け手となる、またそれが逆転することもある、といったイメージで、自分に合った、自分も楽しめる助け合い、支え合い、こういったものを実践していただくということで、このコラムを掲載したところでございます。

続きまして、34ページでございます。方向性(3)地域による見守り体制の充実ということで、こちらもご案内のように、区内では町会や自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員、こういった皆さん方による地域のゆるやかな見守りの活動が根づいているということでございます。この仕組みを充実していきたいといったところで、施策の展開といたしましては、民生委員・児童委員による見守り活動、高齢者等を地域で見守るネットワークづくり、35ページのほうに載せているところです。

36ページでございます。災害時助け合いのしくみの充実ということで、いざというとき、災害時等々、こういった緊急時において、住民同士が助け合えるように、平常時からこうした仕組みや関係、こういったものを構築していきたいといったところです。

37ページが、個人情報適切な活用と保護の周知ということで記載させていただいております。

38ページからが施策の柱2. になります。地域でいきいきと暮らせるまちをつくるということで、背景とねらいというところです。暮らしやすく安心な地域、こういったものをつくっていくには、周りの人とつながりを持つことが大切だと。また、学校や職場、家庭、こういったところでは知り合えないような人に、地域の活動を通じて知り合えることもできると。こうした顔なじみの関係ができること、また、居場所ができることで、地域をベースにした共通の目的を持った活動というものが挙げられると。また、こうしたものでいきいきとした暮らし、いきいきと暮らせるまちをつくってきたいというところです。

39ページ、区民・関係者の声ということで一部抜粋をさせていただいております。こういった声を受けまして、地域の課題ということで3点、地域活動やボランティア活動の場を広げる、あるいは、イベントやサロンの開催を充実させていく、それから、いろいろな経験や特技を持った人・団体間の連携のしくみをつくる。計画期間中の目標ということで、3点ございます。高齢者や子育て世代など多世代の交流、こうしたものを推進していこうと。また、地域活動・ボランティア活動の周知。全ての人にとって外出しやすくなるようなまちの環境といったものを整備していくというところを目標と定めております。

40ページでございます。こちらの施策の方向性と施策ということで、方向性(1)が地域活動等の活性化ということで、町会、自治会、ボランティアの皆さん、あるいはNPOの皆様方と連携しながら活性化、そういったものをさらに進めていきたいというふうに考えております。

施策の展開といたしまして、地域団体等との連携の推進、これを図っていききたいと考えております。

41ページは、地域で活動されている団体の紹介ということで、こちらの4団体の紹介を載せたところです。

42ページでは、募金や寄附金等の有効活用、これも必要ではないかといったところで掲げております。

また、43ページが、方向性(2)になりますが、多世代による支え合いの地域づくりということで、多世代で集まって交流できる場、こういったものがあると豊かな人間関係が築けるような貴重な機会となってくると期待しています。そうしたところで、施策の展開といたしましては、サロン活動の拡充ということで、ほっと・サロン、あるいは認知症カフェ等の拡充を具体策ということで挙げさせていただいております。

44ページ、同じく具体策ということで、親子サロン等をご紹介しているところです。

また、45ページは、地域の中で子どもを育てる拠点の整備ということで、具体策といたしまして、子ども食堂の開設支援、あるいはしながわ子ども食堂ネットワークの充実も図っていききたいと考えております。

続きまして、46ページでございます。方向性(3)社会参加を通じた生活の質の向上ということで、ボランティア活動への参加の促進といったところを目指していききたいというところです。

また、47ページ、高齢者や障害者等の社会参加の促進、これもそれぞれ具体策といったところで5点挙げておりますけれども、そうした施策を展開していききたいと考えております。

それから、48ページが方向性(4)様々な生きづらさを持つ子どもや若者への支援といったところで、施策の展開でございますが、1)ひきこもり等困難を有する子どもや若者への居場所づくり、具体策でございますが、子ども若者応援フリースペースの開設、2)生活困窮者世帯への学習等の支援、あるいは子どもの未来応援プロジェクト等々を行っております。

49ページが方向性(5)外出しやすいまちづくりということで、施策の展開のところでは、1)情報のバリアフリーの推進、これを掲げております。

50ページ、51ページをご覧いただきたいと思います。2)公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進といったところで、50ページにはそれぞれ、すべての人にやさしいまちづくりの推進といったところ、さまざまな施策の展開をご紹介しております。

また、51ページは3)道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底といったところでご紹介しております。

52ページをお開きいただきたいと思います。施策の柱3番目にありますが、適切な支援につながるしくみをつくるというところ、背景とねらいでございます。核家族化や少子高齢化、生活スタイルの変化等により、なかなか家庭内の生活課題に自分たちだけで解決することができず、相談できる人がいない、また、どこに相談したらよいかわからないといったことで、困りごとを抱えてしまう、こうしたケースが多いということでございます。複合的な課題を解決していききたいといったところで、この章の柱としているところです。

53ページ、区民・関係者の声、左側のお年寄りの男性の方、困ったときに相談できる場所がわかり

やすくなるとよいと思いますといったご意見もいただいております。地域の課題ということで、4点、生活の困りごとを地域で共有し、専門職対応だけでなく、地域住民と一緒に取り組めるような仕組みをつくっていきたい。また、さまざまな相談機関があることの周知、あるいは気軽に相談できる場を増やす。医療や介護、福祉の専門職が連携して相談支援に当たる仕組み。さまざまな問題を抱える個人や家庭への包括的な支援を充実させる。その下に目標となっておりますが、3点、区民に身近な地域での相談の場を充実させる。また、制度の狭間の支援を必要とする人や、社会的に孤立している人など、誰もが必要なときに相談・支援につながる体制をつくる。また、成年後見制度への理解促進といったものを図るというものです。

54ページでございます。施策の方向性と施策、方向性の(1)包括的な相談支援体制の充実というところ。5行目のところ、多様化する生活課題に対応するため、さまざまな分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が内容に応じて適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっている。これがまず現状になります。今後はさらに複合的な問題に対応できるよう、各相談内容や地域生活課題を包括的に受けとめる庁内の連携体制、こういったものを進めていくというところ。55ページ、2) 高齢者等の相談支援体制の充実ということで、在宅介護支援センターの充実、または支え愛・ほっとステーションの充実といったものを挙げております。

施策の展開、1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援ということで、ネウボラネットワークの充実。

55ページ、2) 高齢者等の相談支援体制の充実ということで、在宅介護支援センターの充実、または支え愛・ほっとステーションの充実といったものを挙げております。

56ページでございます。3) 障害者の相談支援体制の充実ということで、具体策で、相談拠点の整備等々、こういった施策を展開していこうということです。57ページ、4) メンタルヘルス対策の充実ということで、具体策で4つ挙げております。

58ページ、方向性(2)虐待防止と権利擁護の推進ということで、施策の展開1) 成年後見制度の利用促進・サービスの拡充ということで、こちらを重点的な事業というふうに位置づけております。

また、59ページ、2) 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化ということで、具体策に書かせていただいておりますけれども、児相の設置の検討を進めているところでございます。

60ページ、方向性(3)安心して住むための支援の充実ということで、こちらについては施策の展開、1) 高齢者や障害者等へのアウトリーチの実施といったところ、また、61ページ、2) 高齢者等の住まいの確保といったところで、具体策として高齢者住宅生活支援サービス、といった施策を行うといったところ。62ページ、方向性(4)自立のための環境づくりということで、施策の展開1) 障害者等の就労移行の支援強化、こうしたものも進めていく。

それから、62ページ、方向性(4)自立のための環境づくりということで、施策の展開1) 障害者等の就労移行の支援強化、こうしたものも進めていく。

また、63ページ、2) 生活困窮者等の自立への相談支援ということで、生活困窮者自立支援事業の実施、こういったものを進めているところでございます。

それから、64ページ、方向性(5)生活支援等福祉サービスの充実ということで、施策の展開1) 地域の人材による支援活動の充実ということで、それぞれ具体策を2点書いております。

また、65ページ、生活支援コーディネーターによる地域特性等の把握ということで書かせていただいております。支え愛・ほっとステーション配属のコーディネーター、こちらを通しまして、地域における地域住民による生活支援、こういったものを推進していけるよう、気運の醸成にも取り組んでいこうというものです。

67ページ以降、第4章になりますが、計画の推進体制と進捗管理ということで、まずは68ページ、計画内容の周知、計画の推進体制、進捗管理というところで、それぞれの、今現在の地域福祉計画の計画推進委員会をつくらせていただいておりますけれども、今回のこの計画についても同様の組織をつくらせていただいて、PDCAサイクルを構築していこうと考えております。

71ページ以降、資料編ということで、72ページが検討の経緯ということで載せさせていただいているところ、また、73ページが地区懇談会の開催状況、74ページがアンケートの関係、それから75ページが委員名簿、それから77ページが地域福祉およびやさしいまちづくりに関する計画の経過、法令等の関係でございます。そういったものを載せているところです。

本編としては以上でございます。

それから、もう1つお手元に概要版ということでおつけしております。この計画自体が80ページ弱のかなり大部な計画になっております。もう少し、そのエッセンスをまとめたものがこの概要版というふうにまとめさせていただいているところです。こちらにつきまして、今後の策定委員会、あるいはパブリックコメント等々でご意見をいただき、最終的に計画として策定していきたいと考えております。

いわゆる、この地域福祉計画、行政計画というだけではなく、やはり地域の皆様方と一緒に考えながら、今後の共生社会を実現していきたいという思いでつくっているところです。

単純な行政計画というところではなく、皆様方とこれからもお話をしていくきっかけになってもらえればいいなという思いでつくっているものでございます。長くなりましたが、私からのご説明は以上でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）副委員長

ご丁寧な説明ありがとうございます。パブリックコメントの実施についてというところで、地区懇談会をされています。地区懇談会はこの冊子の中にも開催状況というのがずっと、前期・後期ということでもかなりされてきたということが書かれているのですけれども、この地区懇談会に出られた方、どういう方が対象で、中身についてはどういうふうな形でされてきたのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、策定委員会が3回行われてきましたけれども、ここでも出された意見というものの中に紹介もされているところですが、これは議事録などは公開されているのでしょうか。その点についても教えていただきたいと思っております。

○大串福祉計画課長

本編の73ページのところに懇談会の開催状況をつけさせていただいております。注釈が入っている（支）というところが支え愛活動会議、（町）というのが町会の会議というふうに書いております。ほとんどの地区が支え愛活動会議にお邪魔をして、ご説明または意見交換をさせていただいたところ、その支え愛活動会議につきましては、それを構成するメンバー各地区でそれぞれでございます。町会や自治会の方が入っているところ、座長が町会長といったところもありますし、また、民生委員さん、それから高齢者クラブの方、PTA、あるいはその地区に、例えば施設等々があった場合には、その在支の管理者ですとか、そういった方が入っているケースも、支え愛活動会議についてはそれを構成するメンバーはその地区ごとに異なっているという形です。ただし、やはりその地区でさまざまな活動をさ

れている方たちが中心になって行っていらっしゃるというようなことをございます。こちらにお邪魔をして、さまざまご意見をいただいたというところです。

それから、町会長会議は、もうそのとおりでございます。町会長、自治会長の会議の中にお邪魔をして、お時間をとっていただいてお話をさせていただき、またご意見を承ったというところです。

それから、委員会の関係資料等々につきましては、全てホームページで公開をしております。議事録についても公開をしておりますので、もしよろしければご覧いただければと思います。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございました。これは地域福祉計画ということなので、本当にまちづくりにかかわることなので、やはり区民の皆さんにどう意見を聞きながら区民と一緒につくっていくという、そういう計画というのが国のほうからも示されているところだと思うのですが、私はそういう点では、ここをこういうふうな形で懇談会をされてきたということはありますけれども、今回改めてこういう形で出されたときに、区民向けの説明会をぜひ行っていただいて、広く区民から意見を聞くという形にしていきたいというふうに思うのです。ほかのところも、私は、世田谷と港のこの計画を見せていただいたのですが、港は10回ぐらい区民説明会、パブリックコメントをやるに当たり行ってまして、それから世田谷も区民向けの、結構いろいろとされていたのです。ワークショップであったりとか、シンポジウムであったりとか、そういう形でされていまして、かなり区民からの意見も出されているという、そういう状況があったと思うのですが、パブリックコメントをただ閲覧して区民の皆さんが意見を言うというのはなかなか難しい部分というのがあるのではないかとこのように思いますので、一般区民、活動に参加している方だけではなく、一般区民に対しての説明会や、そういう形でこれを説明していただく機会をぜひつくっていただきたいと思うのですが、その点について1つ。

それから、今後のスケジュールというところで、パブリックコメントのところ、閲覧場所というのが、ここに行けばこれが見られますよと、あとはホームページでも見られますよということで伝えているのですが、障害福祉計画なども窓口に行けば、冊子が欲しいという方に対してはいただけたのです。今、そういう形で結構してくれているところが、品川区でも多くなっているのではないかとこのように思うのですが、これをぜひ、結構ページ数が多いので、ネットでこうして読み続けるのは結構大変なのです。それで、実際に打ち出すとなると、また大変だし、冊子が欲しいという方に対しては、ぜひ提供できるようにしていただきたいというふうに思うのですが、その点と合わせて。

○大串福祉計画課長

2点ご質問をいただきました。住民への説明といったところですが、前期だけでも14回、また、これからもずっと各地区を回らせていただきます。年末から、あるいは年始、その地区の開催状況によってになりますけれども、3月ぐらいまでかかってしまうかもしれないのですが、各地区全てを回らせていただくというふうに思っております。

先ほど、前段のところにもお話をさせていただいたように、アンケートも昨年とらせていただいたといったところ、また、こうした形で地域の中でもお話をさせていただく機会も持たせていただいている、また、年明けにはパブリックコメントということで広く一般の皆様方にもご意見をいただく機会を設けたいというふうに思っている中では、一定程度、一般の方のご意見についてはいただけたのかなというふうに考えているところです。

また、窓口で閲覧というだけにとどまらずというところでございます。こちらにつきましては、柔軟に対応していきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

これからもずっと地域センターごとに懇談会がされるということなのですが、その懇談会のところには一般区民もどうぞ参加してくださいという形で、関心のある方は参加をして意見も言えるような、そういう場面をぜひつくっていただきたいと思うのですが、この市町村地域福祉計画策定ガイドラインというところにも、やはり策定上の留意事項というところでは、住民参画によって策定される計画と、それが区としてはこういう形で聞いているのだよというふうになるのかもしれないのですが、その住民という方を、支え愛活動会議に参加している方、また町会長会議というだけにとどめず、全ての区民を対象にという形で、多分、さまざま活動している方は、この支え愛活動会議に参加している方だけではない、さまざまな活動をされていて、地域福祉に対しての活動をされている方もそうですし、さまざま困りごとを持っている方もそうですし、そういう方がいらっしやると思うのです。この計画の趣旨から言っても、ぜひこういうふうに、地域センターごとに懇談会をされるということであれば、懇談会の中に一般区民も参加できるような形でぜひ行っていただきたいと思うのですが、改めてお願いします。

○大串福祉計画課長

各地域でお邪魔をさせていただいているのは、あくまでもこの支え愛活動会議、あるいは町会長会議といったところになっております。したがって、そここのところに一般区民をといたものは、その支え愛活動会議、あるいは町会長会議のほうでのご判断になってくるところかと思っておりますし、また、そうした中でお話をさせていただくというところでございますので、一般の区民の方が入るのは少し難しいというふうに思っております。

そうした中では、75ページになりますけれども、策定委員会を構成させていただいております委員名簿といったところで、各団体等々、活動されている方を含めて、地域福祉に関連する方をほぼ全て、地域福祉との関連が深い方、ほぼ全て網羅した形で、皆様方にお集まりいただき、熱心にご議論をいただいているところです。また、策定委員会が今月にも開かれる、そういった中でさまざまな皆様からご意見をいただけるというふうに考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

代表者の方は出ていると思うのですが、でも、一般区民の、これだけではない、ここがでは全て網羅できるかと言うと、そういう団体に参加されていない方もすごくたくさんいらっしやるし、例えば障害者団体にしても、団体に参加されている方の割合というのは一部だと思うのです。けれども、さまざまないろいろ思いは持っていらっしやると思うのです。そういうところの声も広く聞くという、こういう計画ができたときというのは一番の機会なので、ぜひ説明会を行っていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

それから、68ページにPDCAサイクルが載っているのですが、地域福祉計画推進委員会がこれをしていくということなのですが、この地域福祉計画推進委員会というのは、メンバーがどういう方で、この委員会というのは1年間にどれぐらいされていて、今回生かされているのかということと、それから、PDCAの具体的にどういう形でしていくのか、障害福祉計画にしてもこのPDCAサイクルで1年間にどれだけのものを行ったかという実績であったりとか、全て年間のまとめというのをやるということになりましたけれども、そういうものは1年ごとにまとめを出して、次につなげるという形でされるのか、その点についてもお聞かせください。

○大串福祉計画課長

地域福祉計画推進委員会でございます。現状行っていたいただいているのは、地区の町会長の方であったり、障害者団体の方、あるいは社会福祉法人の理事の方であったり、商店街連合会の会長であったり、そういった方にご協力いただいている、現状はそういう形です。1年に1回、各事業について進捗状況をそれぞれ報告し、ご意見をいただいているというのが、今の流れになっております。

基本的には、この第3期地域福祉計画につきましても、メンバー構成については今現在検討中ですが、各会の方、皆様お集まりいただいて、特に重点施策に位置づけているものについての事業の進捗状況をご確認いただき、ご意見をいただきながら、このPDCA、これを回していきたいというふうに考えているところです。

基本的には、開催は1年に1回お願いしようというふうに考えております。

○鈴木（ひ）副委員長

そうしますと、今もう既にできている、だけれどもまた新しいメンバーになるということなのですね。では、来年4月からのメンバーになるということになるのでしょうか。もし、その推進委員会のメンバーなども、ここに書けるのであれば知らせていただきたいということと、それから、1年間に1回ということなのですが、そうしますと、品川区がおおよそのところをまとめて、推進委員会にかけて、ご意見をいただいて、そのご意見をもとにしてまた1年間のまとめをつくるような、そのようなイメージになるのでしょうか。1年ごとにまとめを出すのか、出すのであればまたこの厚生委員会の中にも報告もぜひしていただきたいと思うのですが、その点もお聞かせいただきたいと思います。

あと、今回の計画なのですが、障害福祉計画は品川区が全てつくられたとお聞きしましたけれども、この計画もそういう形で、品川区の職員でつくったのか、またはコンサルとか何かが入っているとか、もし入っているのであればどこが入ったのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○大串福祉計画課長

最終的なメンバーをどうするかといったところは、まだ少し先ですので、こちらにその推進委員会のメンバーまでは掲載するのは少し難しいかというふうに考えております。

この計画は本当に多くの部・課にかかわってくるものがございますので、そちらと調整しながら、おっしゃるように、我々のほうで一定程度資料をつくらせていただいて、それを委員会にかけさせていただいて、我々のほうからの説明、またご意見、こういったスタイルで行っていくというふうに考えております。

それから、こちらの計画については、コンサルは入っております。みずほ総研が入っております。ただ、基本的にはほとんど区の職員と言いますか、我々のほうでつくったものがございます。先ほど、最初のところで申し上げましたけれども、策定委員会は全部で3回行っておりますけれども、それに先だって、庁内の検討会、これを必ず行ってありますし、また、その細かい確認等々も全て皆様方にご協力をいただいて、この計画をつくらせていただいております。合わせて、先ほど来申し上げていますように、アンケートであったり懇談会、あるいは策定委員会のご意見、こういったものを1つにまとめさせていただいたという構成になっております。

○石田（秀）委員長

ほかにごございますか。

○こんの委員

ご説明ありがとうございました。どういうふうにお聞きしたらいいかとずっと考えていたところなの

ですが、アンケート調査で少しお聞きしたいと思うのが、例えばアンケート調査の、地域の関わり合いの必要性という設問で、地域の関わり合いがどういったときに感じているかというところに、例えば災害が発生したニュースを見たとき、聞いたときとか、高齢者の孤立死や虐待のニュースを見たときとか、ここにさまざまアンケート結果、その地域のかかわりが必要だと思ったときが書かれているわけなのですが、それから、地域における優先課題は何ですかというところで、こうした地域住民の方、また常にかかわって意識が高いと言うか、アンケートに答えてくださった方はさまざまな方だと思うのですが、三十何%の方々は、意識が高い方からそうでない方まで、多分お答えをいただいているのだらうと想像するのですが、その中から、いわゆる課題の洗い出しと言うのでしょうか。地域の皆さんがどう思っているのかというアンケートなのですが、私はこうした意識、それから感覚というのは、少なからずどなたでも持っている感覚だろうというふうに思うのです。そこをより具体的に地域で展開していくためにはどうしたらいいかという、ここが非常に難しいところだと思うのですが、その課題、必要性を感じている、もっと感じて動いていただくためには、一緒になっていただくためにはどうしたらいいかというところに、このアンケートをとった必要性と言うか、目的というのがあったというふうに思うのですが。このアンケートと、その計画の中に出てくるものと、何と云っていいのでしょうか。もっと地域の方々が思っていることを具体的に動く、動いてみたい、やってみたい、時間が無いのだけれども、でも大事だよねと言って動いていただける、こうしたものに、ごめんなさい。計画の中では、そういうふうに、そこまでぐっとしたものが、素案ですからあれなのですが、少し薄かったなというのが印象でした。

計画なので、より細かく具体的に計画を立てるのですけれども、全部が全部、この5年間の中で全てを、だからこの5年間ではこことこことこが重点なんだよという太文字で書いてあるところがそうですよとおっしゃるのですよ。より一層、根本は地域の方が一緒に動いてくださる、動いてできる仕組みづくりというのは何なのかというところが、非常に見えるようで見えないと言うか。ちょっとまとまらないのですけれども、そういった思いというのは、今後、よりこの素案を具体的に公表できるまでにしていく中で、今までの計画と、地域共生社会となった計画の違いはどこにあるのかというのが、その辺の違いをもう少しご説明いただけますでしょうか。

○大串福祉計画課長

なかなかその点は難しいところかなというふうには思います。アンケート等々から出てきた課題、こういったことがまずは浮き上がってきたのかなと。また、地域の懇談会等々で、やはり皆様方からいただいたご意見、さまざまいただきましたけれども、それを集約化すると、例えば24ページになりますけれども、地域福祉で取り組むべき今後の重点課題といったところに集約されるというふうに、我々のほうでは捉えているところです。

この3つ、それをどのように展開し、解決していくのかといったところで、26ページ以降、施策の展開というふうに書かせていただいております。ただ、ここに出てきている課題は、どれもこれも本当に重たいものばかりでございます。一朝一夕に解決するような問題ではないというふうに、我々も内部で検討したときに、ぱっと何か対処法が出てきて、それで全てすぐに解決できるものではないよねと。計画期間を5年というふうにとらせていただいておりますけれども、5年間で全てが全て解決できるものではないということも認識しております。それぞれの中には、5年間で少しでも意識づけができる、そこまでのものかもしれないといったものもあろうかと思っております。そうした意味では、委員ご指摘のように、この地域福祉計画、いわゆる行政計画ということで、計画的に何か物事を積み上げていって、5

年後に最終的にこういうものができ上がりますよということを明確にするのが、なかなかしづらいものかなというふうに正直思っているところです。

ただ、これは申し上げておりますように、地域の皆様と一緒にこういった社会、こういった状況をつくっていかうというところでお示しさせていただきたいというふうに考えております。こちらの計画を見ていただいた中で、それぞれの方がどういった共生社会、地域がいいのかというところを考えていただくきっかけ、また、それに基づいた形でご意見を、皆様方と意見交換をしながら、一緒に考えていければというふうに思っているところです。

非常に、この計画期間中に、例えば何かものが5個できる、10個できるといったところは少し難しいところ、ただ、それをつくっていくために皆さんとどういうふうに行っていこうかという方向性、あるいはそのきっかけ、こういったものになればいいというふうに考えているところです。

○こんの委員

ありがとうございます。おっしゃってくださったとおりだと、私も感じています。これを行ったから全てが、本当にそうだと思います。人と人とのつながりという、その共生社会の中で生まれてくるものというのは、想像できるようで想像できないと言うか、でも、想像しながら、こういった理想に向けていくという活動であったり、私がそこでいつも思うのは、その人と人とのつながりだからこそ、その困っていらっしゃる方にかかわっていこうとする人がかかわりやすい環境をつくっていただきたいなど。かかわってほしい人は、かかわってほしいと言える人もいれば、言えない方もいるのだけれども、周りで見ていて、でも心配だよ、何とかしなきゃと、でもかかわりがないから、ずけずけ入っていくわけにもいかないし、でも見ていて心配だから何とかしなきゃいけないという、この最初のタッチをする人とか、そのかかわっていく人たちがかかわりやすい仕組みづくりというのが、個々の施策の中で、その人が動いてくださる、かかわってくださることに非常に大事だなというふうに思うところなのです。

よく、地域で私も区民相談を受けるときに、この方、見ていて心配だからどうにかできないというご相談がよく来るのです。だけれども、その家族の中に私が入るわけにいかないから、区で何とかできないのかしらという、そういうご相談を受けるのです。そういったときに、最初に私たちがタッチをする、ご相談を受ける、そして区につなげる、区の方が動いてくださる、こういう仕組みができていところはいいのですけれども、その仕組みがないところというのが、近所で見守っている人たちが、もうその仕組みづくりの、仕組みの中に入っていけるような、うまく説明できないのですけれども、そうした方たちが仕組みの1つになっていけるような、そういうかかわりの環境がつけるといいなというふうに思っているところなのです。そうした考えはいかがでしょうか。何か具体性がないのですけれども。

○大串福祉計画課長

委員ご指摘のとおり、全くそのとおりだというふうに思っております。例えば、民生委員からもそういったご相談はよく受ける場所ですし、また、懇談会の中でも、あそここの家のお年寄りがすごく心配なのだけれども、なかなかその方に対してアプローチがかけづらい、あるいはかけたとしても拒絶されてしまう、そうしたときにどうすればいいのだろうといったお話もたくさんいただいているところです。なかなか、そこに対して、ではこういうシステム、こういう体制、こういう仕組みでやればいいのかというのは、正直申し上げてなかなか出てこないというところです。それもやはり、いろいろなご意見を伺いながら、そう簡単には行かないというふうに思ったのは事実でございます。そうしたところで、まずは気づきですとか、そういったキーワードを掲げさせていただいております。そうしたところでのちょっとした気づきであったり、そういったものからまずは初めてみてはどうだろうといったところで、こ

の計画では最初のところを提案させていただいていると、最終的には包括的な相談支援といったところで、行政であったり、専門機関のほうにつなげていただいた後、それをどのように展開していくか、その仕組みについては我々のほうで考えることができるし、また、対応できていくだろうといった構成にさせていただいております。

これから、委員おっしゃっていただいたような事例、本当にたびたび出てこようかと思います。そうした中では、我々行政だけではなかなか難しい領域というのは多々ある、そうした中で、やはり地域の皆様方と協力し合いながら、一緒に考えながら、その課題について取り組んでいく、こういったものはどうしても必要ではないかと思えますし、そうした中では、なかなかやはり一定程度時間もかかりますし、また、手間もかかると。けれども、それを行っていかないと、地域あるいは社会といったものが成り立っていかない、こういった現状になっているといったところも、これを読んだ方がお感じいただいて、そういった中で、では自分が何をできるのか、まさに我が事と捉えていただいて、何を皆と行っていったらいいのかということも、できれば考えていただけると、大変我々もありがたいですし、また、そういった方が動きながら、行政のほうでも何ができるのか、何をしたらいいのかといったところを考えながら、今後の共生社会を目指していければと考えているところです。

○石田（秀）委員長

いいですか。

ほかにありますか。

○若林委員

中身はさまざま懇談会、策定委員会等でやられていますので、また、素案ということで、今後の策定委員会と地域の懇談会等でまた集約されていくというのを前提に。少しづくりが丁寧ではないなと感じたところ、まず2ページの1.の計画策定の経緯、基本理念、基本目標、この3つを並べるかなという。要は章立てとして。中の(1)を見ても、いきなり定義が来ているのか。定義は先に来るものだと思いますけれども、いわゆる定義という言葉に関しても、(1)から(8)まで、改めて見ると、非常に雑然とした並べ方で。章は普通、基本目標とか理念とか定義というのは別の章にして、経緯というのは別ではないですか。ほかのいろいろな長期基本計画とか、いろいろな計画を見て。その辺のづくりとしてはもう少し、私が感じるのは、この辺に定義に分けて書いていくということ。

あとはやはり、私自身もそうですけれども、地域福祉、それから包括ケア、共生社会と3つ並べてしまうのです。どうしても。では、この3つの関係性は何なのと、僕も自分自身に問うたときに、何かぴたっと、見る角度で違うのですよとか、誰が主体になるかで違うのですよなどという理屈はつけたいとは思っているのだけれども、行政として、いわゆる計画をつくる側として、あくまでも主体は区民、地域の皆さんなのですよという視点もしっかり入れながら、それぞれ定義をするのであれば、この3つ、(3)までですか、定義らしくしてありますけれども、それぞれ密接に、地域福祉と共生社会と同じじゃんと言われます。その辺の言葉づかい、第3期の地域福祉ということで、地域共生社会というのも次の予算であるとか、長期基本計画とかの大きな1つの柱になるのだろうなというふうに、いろいろな候補の中で感じますので、さらにその根幹がこの地域福祉であると。その辺を丁寧にしていただきたいというのが1つです。

それからもう1つは、見やすさという点で、この体系図が26ページ、27ページにあります。それぞれ順に28ページから施策の柱ごとに書かれている。いきなり40ページ、41ページを見たときに、その体系図との位置関係がどうなっているか、この施策の1)は、この図で見ると、ああ、ここに位置

しているのだなというのが、最近の計画はそういうふうにつくっているものではないですか。全体の計画体系があって、各ページを見ても、ああ、このこのこののだなというのが視覚的にわかるというつくり方。ページ数をうまくつくり込めるかわからないのですけれども、せつかく体系図があるので、その辺のところをいつも、いろいろな計画を見ながら、惜しいなと思いました。特にこれについては、非常に項目も多いので。というのを感じました。要望しますという言い方も、策定委員会でもないので、感じました。

大きくはその2つ、3つ。あとはもう細かいところで、中黒の使い方とかは、極力もう1回、コンサルさんが一生懸命つくってくださっているのですけれども、少し、これは読点のほうがいいなとか。具体的に言ったほうがいいのだらうけれども。ページ数がすぐ出てこないで、後で、例えばここご指摘します。以上です。

○大串福祉計画課長

どうもありがとうございます。今、ご提案いただいたところ、また精査したいというふうに思っております。まさに地域福祉、地域包括、あるいは共生社会といったところの定義づけ、非常にこちらも悩ましいところがございますが、また、区民の皆様にご提示するといったところで、なるべくわかりやすい平易な言葉でということをご心掛けてやらせていただいたところですが、今後また考えていきたいというふうに思います。

それから、体系図との関係でございます。どういう形で入れられるかの検討はしてみたいと思います。一定、色分け等はさせていただいているところですが、もう少しわかりやすくといったところで、検討させていただければと思います。ありがとうございました。

○石田（秀）委員長

ほかに。

どうぞ。いいですよ。

○鈴木（ひ）副委員長

私もこの体系というか、目次のところでも、他区の計画と比べたときに、私は世田谷と港区しか見ていないのですけれども、世田谷にしても港にしても、結構、高齢者福祉、地域包括ケアシステム、障害者福祉、子ども子育て若者、生活困窮者対策、健康づくりと、こういう項目というのが共通してあって、国のガイドラインにも、既存の行政施策、事業の評価と課題の分析という項目があるのですけれども、そここのところが足りない。あとここでは地域の課題というのがいろいろ出てくるのですけれども、そういう分野にわたっての行政の課題の分析という形で結構丁寧に書いてあったりしているなという思いがしたのですけれども、その辺のところはどうなのかなということ。あとは、地域の課題をどこでどういうふうにまとめ上げていくと言うか、抽出して、どこでやるのかなという思いがしていたのですけれども、あるところでは、支え愛・ほっとステーションの地域の会議体があります。その会議体、懇談会を行ってきた支え愛活動会議、そここのところでは地域の課題というのは全部出し合って、そしてそこで分析して解決していくというようなことを区としては考えられているのか、その辺のところもお聞かせいただきたいというふうに思っています。あとは、品川の地域包括支援センターは、3職種配置されていないので、ほかのところは結構地域包括のところ、地域の課題を全部洗い出して、体系立てて、それをどう地域づくりとしても行っていくかというふうなところを地域包括が中心になって行っていると聞いているのですけれども、その辺のところは、品川区の場合は、それが支え愛・ほっとステーションになるのか、そういうところもよくわからないので教えていただきたいと思います。

あと、ここの中では、子ども子育て支援というあたりも、本当に少ないような気がするし、それから、ここで重点課題というのが出されています。この重点課題というのはどういうところから出されてきたものなのかというあたりも教えていただければと思います。

○大串福祉計画課長

今後の進め方といったことにかかわるところだと思います。まず、こちらを策定するに当たってお話を伺わせていただいたのが支え愛活動会議といったところ、先ほども申し上げましたように、そこにはさまざまな活躍されている方がご参加されているといったところでは、一番、地域での課題といったところを把握されている方がご参加されているところかと思い、そちらでのご意見をいただいたといったところです。方法といったところでは、やはり品川区、支え愛・ほっとステーションを全13地区に展開し、コーディネーターを配置しているといったところで今進めております。支え愛・ほっとステーションのコーディネーター等々を中心としながら、そういった課題の抽出、あるいは解決に向けた話し合い、こういったものを、当然、支え愛・ほっとステーションだけではなく、我々も含めて話を聞かせていただいて、その中で解決の方法を探っていきたいと考えているものです。

それから、重点のところでございます。各課で取り組んでいる事業、また子ども若者ですとかさまざまな個別計画がございます。この地域福祉計画はそういった個別計画の中で共通する課題を網羅するというものがまず1つ大きなポイントになっております。そうした中で、地域福祉という横軸になるような性格を持つ事業、あるいは施策、こういったものを重点と位置づけさせていただいているといったところです。したがって、各課の個別計画、各部の個別計画で取り組んでいる事業につきましては、あくまでも個別の中での計画の中に委ねるといったスタンス、あくまでもそうした中で一定程度網羅的に行われるような事業、こういったものについては重点課題というふうにさせていただいているといった考え方をとっております。

○鈴木（ひ）副委員長

支え愛・ほっとステーションはコーディネーターが配置されている、地域の方の会議体ができている、在支とも連携をとりながらという形になっているということですが、日常的に高齢者の実態を把握して、相談活動もやり、全体を把握しているというふうにあるべきところは、やはり地域包括なのではないかと思うのです。でも、地域包括という形になっていないので、在支という形で、そのところは本当にほかの自治体と違う、品川区独特のやり方ということになっていると思うのですけれども、地域包括でやはり3職種配置して、そのところで支え愛・ほっとステーションも一緒になって、進めているというのがほかの自治体のおおかたのあり方だと思うのですけれども、そのところが別々の組織になっているので、本当に連携というのがすごく難しい。本来であれば、やはり厚労省が求めている地域包括ケアシステムの拠点には地域包括支援センターがなるべきだと言っているのです、そのところが支え愛・ほっとステーションがそういう形であり得るのだろうかという思いが、私はするのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

いわゆる在支につきましては、高齢者に特化したところです。支え愛・ほっとステーションにつきましては、今現在は主に高齢者というところで進めておりますけれども、先ほど申し上げていますように、支え愛活動会議にご参加いただいている方というのは、町会長や高齢者クラブの方、民生委員の方、あるいはPTA、要するに子育ての関係の方も入っていらっしゃる、高齢の方も入っていらっしゃる、あるいは在支の関係の方も入っていらっしゃる、総合的な地域での会議体になっております。支え愛・

ほっとステーションというのは、そういった地域全体のコーディネートを最終的には目指しております。そうした中では、高齢者における在支、高齢者に特化した形での専門機関、こういったところの連携も図りながら地域での課題の抽出、または解決に向けた考えといったものをコーディネートしていくことも求められているということで、こちらにも一定、説明をさせていただいているところです。

○鈴木（ひ）副委員長

地域包括は高齢者だけではなくて、今、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの拠点として、障害者も子どもたちも全部ひっくるめた形での相談のような形の方向というのが示されていると思うのです。だから、地域包括というのは本来、高齢者だけに特化したものではなくてきていて、そういった地域での包括ケアシステムのやはり拠点としての役割という位置づけになっていると思うのです。そこで、医療も権利擁護も、それから総合相談もという、そういうところでの位置づけでされていて、それが地域包括のケアシステムの中心で進めるということになると思うのですけれども、そのところが3職種配置されていないままコーディネートだけのところでそれを品川区が行っていくというシステムだと、無理があるのではないかという思いがするのですけれども、私はやはり3職種を配置した形での地域包括支援センターというのを、やはりしっかりと、13地域であれば13地域でもいいのですけれども、そこで配置するというのは、地域包括のケアシステムをつくるに当たっては欠かせないものではないかと、そういうふうなことが、やはりこういう地域福祉計画の中にも位置づけられるべきなのではないかという思いがするのですけれども、その点についてどうでしょう。

○大串福祉計画課長

区における在支、地域包括といったところの位置づけ、または支え愛・ほっとステーションの位置づけ、それぞれ各自治体で異なっていることかと思えます。我々品川区においては、これまでも在支、20在支をつくって、そうした中で地域の高齢者の関係については従前にならって、また、各地区13に分かれての地域センターの役割であるとか、そこに改めて支え愛・ほっとステーションを配置したといったところでは、この地域福祉全体を進めるといったところで、支え愛・ほっとステーションが果たす役割は大きいですし、従来のシステムであったり、あるいは町会、自治会や民生委員さん等々、これまでもかかわっていただいた方との連携をさらに密にしながら品川区としての地域福祉、あるいは共生社会の実現を行っていききたいといったところで、この地域福祉計画の中にはそういったところを入れております。

○鈴木（ひ）副委員長

最後に要望だけ。

私はやはり改めて、その3職種配置の地域包括支援センターはどうしてもしっかりとつくっていただきたいという要望をしておきたいと思えます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

私から1、2点お伺いします。

2ページに地域包括ケアという言葉があって、8ページ、厚労省のこの図をなぜ引っ張ってきたのかなと思っているのだけれども、3ページの図、地域包括で厚労省がつくったこれに似た、住まいが中心となった図がありました。あれを引っ張ってこないで、8ページだけ引っ張ってきた。3ページ、品川区はこれで行くよと、意思があると思うのです。ここはだから、本人、家族というのが中心になっている。ここで行っていかうという意思があるのはそれで結構なのです。そうすると、ここをどういうふう

に目指していくかということではないかと。それで、全体で支えていこうと言ったときに、例えば、民生委員の方、なり手もない、青少年地区委員、これも四苦八苦している。各町会、いろいろ四苦八苦しているのではないですか。こういう形で周りで支えていこうよと、高齢者クラブも結構入会の人が少ない、高齢者クラブも高齢化が進んで、数が減っていく。それはお互いに、こんなことを言うと変だけれども、高齢者同士の、なかなか一緒に仲良くやれない部分もあったりして、現実問題、高齢者は増えているのだけれども、高齢者クラブは減っていく。だけど、そうすると、高齢者は増えていきます、障害者もこれで行くと増えていきます、では、地域で支える、これで医療的、公的、福祉的サービス、この辺はいろいろなやり方をして賄っていくのだけれども、まず、本人、家族、ここで支えてもらわなければならないと言うと、家族のあり方論が必ず出てくると思う。今、核家族だということがある。そうすると、区としては3世代同居して欲しい。確かに、3世代同居しているところは、例えば孫に当たる子どもたちは結構おじいちゃん・おばあちゃんが、小さいころからそういうふうと一緒にいると、認知症になったりしても、それはそれで対応も結構違うというのが、もう現実にあるではないですか。そうすると、区として先ほど来、5年で品川版のような形をつくって道筋をつけるのであれば、3世代同居を推奨するとか、一応行っていますよ、住宅補助は行っているのだけれども、それ以上にそういうことをして行って、3世代同居で子どもたちを育てていこうと、そこを行っていくのか。

これを見る限り、児童・生徒の教育と言うのか、それは確かに、今見たら、40ページと31ページ、写真が載っていて高齢者の人と交流していると。それは載っているのだけれども、では教育で、庁内検討会には教育総合支援センター長しか入っていないけれども、もし、そういうことで、教育でやるというのは、シルバーセンターの方々と交流する。例えばある小学校が4年生は必ず行くと、そういう交流をしていたけれども、いいか悪いか子どもたちは素直だから、お年寄り嫌だとか、そういういろいろなことを親に言うと、それは希望者だけにして欲しいとか、何か学校全員で行かせるのはどうか、ということになってきた。それで校長先生も困って、次の校長に変わったら、今度はなかなか行かなくなってしまうとか、これが現実です。だけれども、この前も我々、品川女子学院に行って、中学1年生が認知症カフェに行った。彼女たち、すごくそれはよかったと。自分たちの中で。中1ですよ。今度、認知症サポーターをとろうとか、皆で行っていこうとか、だんだん、子どもたちも育ってきて、私たちも今後こういうのに携わっていききたいという、それは自分たちが意識を持って行っているのだけれども、そうすると、今の3世代の孫はどういうふうにしていくのだ、家庭の教育、それから学校教育も。

これは、先ほど言ったように、最初は4年生全部だと言ったら、子どもたちがそういう話になって、親が何でそんなことを行っているのだということになる。だけど、そうすると学校内では例えば視覚障害の方の対応で2人チームになってどうやって歩いたらいいとか、車椅子の方の対応とか、そういう教育は行っているよ。だけど、そういうのを学校の中だけでやるのと、本当に視覚障害の方とやるとか、高齢者の方とやるとか、こういう部分がどうしてもなかなか教育で全員参加でやると言う、今のようクレームも来たりする部分もあるけれども、そこを行っていかないと、育っていかないではないですか。地域を支える、町会で一緒になってイベントを行ってくれる。イベントなどは今、地域の人が出てくるのだけれども、イベントだって支える人が少なくてもどうしようかということになっているわけではないですか。そういうのと一緒に、こういうものを行っていくとなると、地域で見守る、地域で支えるというのであれば、児童・生徒の教育の部分と言うか、もっと踏み込んで書いていいのではないかと思います。5年で道筋をつけるというなら。

それは写真は2つぐらいあって、学校で教育を行っているのもわかるけれども、交流をもっと積極的

に行って育てていく。それから、本人と家族であれば3世代、このほうがよっぽどそういう意味では教育になると思うのです。お孫さんとか。親もそうだと思う。子どもたちもそうだと思うのです。一緒にその辺のところを考えるとというのは。

だから、こういうところをもっと前面に出さないと、地域で全体で支えるというのは、ここにある医療的な、公的な、福祉的なサービス、そこで支えざるを得なくなってしまうのです。それは違うでしょうというのを、地域ですっと言っているわけではないですか。それをもっと打ち出すべきだろうと思っているのだけれども、そこはすごく少ないような気がしてならない。

そう思っているのだけれども、そういう意見があったということだけは踏まえてほしいというだけにします。何か見解があれば。

○大串福祉計画課長

ありがとうございます。家族の問題であったり、教育というところもさまざまなご意見をいただいたところです。ただ、なかなかこの地域福祉計画の中にとということでは、いろいろと検討したところでのような書き方、触れ方になっています。まず家族のところ、3世代という具体のお話を出していただきました。3世代のいい面も確かにございます。逆に今の流れ、なぜ核家族化が進んでいっているのかといったところも踏まえると、3世代を諸手を挙げてというのも難しいかというふうには思ったところでは。

それから、教育との関係でございます。学校教育そのものになってしまいますと、それはやはりどうしても教育委員会側のものに、個別計画なり、事業展開にならざるを得ないかなというふうに思っております。そうした中で、地域との連携で触れさせていただいたところ、あるいはこの計画の中には触れてはいるのですけれども、例えば大崎第一地区では日野学園との連携で支え愛活動会議の方たちがかなり中に入っていて、さまざまな交流を進めていただいている、また、そこに参加していただいている日野学園の生徒さんたちも非常に地域の高齢の方がお見えになるということで、高齢者に対しての意識が変わってきたといったようなお話も伺っております。我々としてはそうした動きをよく捉えて、この計画の中でご紹介しながら、地域の皆さんと今後、地域福祉の向上推進、あるいは共生社会の実現を進めていきたいと考えているところです。いただいたご意見については検討させていただきます。

○石田（秀）委員長

最後に1つだけ。こういう計画をやるときに、必ず所管の、先ほど言った思いがあって、教育は教育委員会、学校教育となってしまうではないですか。これ、横串を刺すというのも、多分、こういうのはどこかが意識して行った人によって報告書のでき上がりが、素案のでき上がり、計画が違ってくると思うのです。そういう意識だけは、ぜひお持ちいただいて、なるべく横串で全面で、全体でというのにしていただければと、それだけ言っておきます。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除について

○石田（秀）委員長

次に、(2)国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除についてを議題に供します。本件について、理事者より説明願います。

○三ツ橋国保医療年金課長

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除について報告いたします。

1. 根拠法令でございます。公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が平成28年に公布されました。

2. 改正内容は、平成31年4月1日施行となります。次世代育成のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保証するものでございます。当該期間は保険料納付期間に算入されます。財源は国民年金第1号被保険者で負担いたします。具体的には、平成30年度月額保険料は1万6,340円でしたが、平成31年度月額1万6,410円となります。

3. 概要は、対象者は国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方、届出開始は平成31年4月1日であり、出産予定日の6カ月前から届出可能となっております。届出先は国保医療年金課国民年金係、4番窓口でございます。免除期間は出産予定日または出産日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は3カ月前から出産予定月(出産日)の翌々月までの期間に係る保険料を免除いたします。

4. 周知方法は、国保医療年金課ではリーフレット設置、ポスターを掲示しており、区のホームページに掲載し、広報には2月に掲載を予定しております。健康課、地域センター、保健センターの母子手帳交付窓口では、母子手帳サイズのリーフレット配布しております。医療機関・公共職業安定所では、リーフレットを設置しております。

資料1をご覧ください。こちらは国保医療年金課や医療機関に置いてあるリーフレットでございます。資料2は母子手帳交付窓口で配布しておりますリーフレットでございます。これらのリーフレットは厚生労働省、日本年金機構から出されているものでございます。

○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木(ひ)副委員長

国民年金の方が産前産後が免除されるということなのですが、申請して、これが受けられるということになるので、周知がすごく大事になると思うのですが、母子手帳のときにそういうふう渡されるということであったりとか、さまざま広報であったりとか、あると思うのですが、申請がされていなければ抜けてしまうわけです。そういうところからすると、抜けないやり方とは、例えば出生届は必ず出すので、そのときにこれをまたもう1回、リーフレットを渡すとか、その方が国民年金か、厚生年金かというのはわからないので、もしも国民年金だったらというようなことになるのかもしれないのですが、そういうふうな形で、国民年金なのに申請を忘れないことのチェックであったりとか、その辺の周知の仕方は、もう少し何かないのかと思うのですが。

○三ツ橋国保医療年金課長

非常に、周知の仕方は広く周知したいと思っているところではございますが、この出生届の部分が非常に難しい問題がございまして、そのあたりもよく勘案しながら、できる限り広く周知をしてまいりたいと思っております。

○鈴木(ひ)副委員長

せっかくこういう形で4カ月間の国民年金が免除されて、それも払ったという形で年金が受け取れるという制度ができたところが、申請しなかったためにそれが適用されないということがないような形での取り組みをぜひ工夫していただけたらと思います。

○石田(秀)委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 産後ケア日帰り型事業の拡充について

○石田（秀）委員長

次に、(3)産後ケア日帰り型事業の拡充についてを議題に供します。本件につきまして、理事者より説明願います。

○榎本荏原保健センター所長

それでは、産後ケア日帰り型事業の拡充についてをご説明いたします。この日帰り型の産後ケアは、妊娠出産時の切れ目のない子育て支援の仕組み、ネウボラネットワークの事業の1つとして平成28年6月に開始いたしました。今年度後半になりまして日帰り型産後ケアの申し込みが増えてきている状況から、今回、事業の拡充ということでご報告させていただきます。

1. 事業目的、産後最も不安の強まる時期に、産後の母体管理と授乳方法や育児の技術を学び、子育ての不安を解消する支援の場を提供するというところで実施しております。

2. 対象ですが、区内在住の産後4カ月未満の母親と子ども、授乳や乳房に関する不安や自己の体調や育児不安などへの相談のある方。利用日に生後2週間検診または1カ月検診を受診済みであること。

3. 実施内容等、実施日時ですが、月曜日から金曜日、休日等は除き午前11時から午後3時の4時間の産後ケアを行っております。利用回数、産婦1人について1回の利用ができます。ケア内容は、産後の母体の疲労回復やケアの授乳、育児の相談等に専門職である助産師が対応しております。相談ですが、母乳にかかわる乳房ケアや児の発育、発達、育児や母体に関するさまざまな不安について丁寧に相談に乗り、育児の不安の解消につなげております。次、実施方法ですが、平成30年度より東京医療保健大学に申し込みの受け付けを含め運営を委託し、順調に事業展開できているところです。このような事業の実施に当たっては、助産師のマンパワーの確保やケアの質を保つという点で非常に難しい場合がありますけれども、本区では東京医療保健大学のご協力をいただいているということで、充実した事業を進められていると思っております。場所ですが、第一ホテル東京シーフォートの客室を利用しております、利用枠は1日1組でございます。

4. 実績と現状、平成30年度の利用は11月末現在155件でございます。昨年度は全体で利用枠の9割程度の利用でございました。今年度は、急なキャンセル以外はずっと埋まっているような状況が続いておりましたが、8月以降の利用の申し込みが急に増えて、今、利用待ちの状況となっているということでございます。

5. 利用の拡大について、利用枠の拡大について、ニーズに応えるために、平成30年12月17日より、今まで1日1組だったものを、週2日は1日2組に利用枠を拡大していく予定となっております。なお、関連事業として、本年度6月より開始いたしました訪問型産後ケアにつきましては、1日1から3件のご利用が入っております、平均で月32件ぐらいのご利用ということで順調に推移しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○こんの委員

ご説明ありがとうございました。ニーズが高まっているということで拡充をしてくださったということで、大変評価いたします。

それで、現状少しご説明いただきましたけれども、もう少しお聞きしますと、いわゆるこの8月になってから急増しているという、何か要因があるのかというのが1つと、あとは利用待ちの、待っていらっしゃる方がどれくらい待っていらっしゃるのかという状況と、それから、1日につき1組だった、その時間帯が11時から3時で、月曜日から金曜日というところで、多く利用される曜日というのはどういった状況なのか、月曜日から金曜日までもう満杯なのか、それとも集中する曜日があるのか、参考までにその辺、まず現状を教えてください。

○榎本荏原保健センター所長

急に増えている要因ということでございますけれども、初年度、平成28年度は約6割程度のご利用でした。昨年度9割程度、これは利用枠に対してなのでございますけれども、今年度はほぼキャンセル待ちぐらいの、全て埋まっている状況だということです。当初、なかなか周知が、発信しているのですが、子育てガイドとか、あらゆるところでなかなかまだ、妊婦面接などでお話ししても、まだ話題にのぼるほどになっていなかったということもあると思いますが、初めは低迷していたのですが、徐々に昨年度も行っていて、経産婦も対象にしたということもございまして、今年度は一層その周知が行き渡ってきたということと、それから、これは聞いた話なのですが、利用した方が、ネット上でとてもよかったなどということで発信したり、もしくは集まる場で、結構よかったという感想をすぐお話しされてというようなところで、より増えてきているのかというふうに感じております。

あと、待っている人がどのくらいかということでございますけれども、1カ月間の予約を前月の1日から申し込みをお受けするような形で行っております。初めの8月以前は、ほぼご利用したいというご希望の方が、そのご利用したいと思う月に大体入ってきている状況だったのでございますけれども、それ以降、9月から11月ぐらいでは、月に15人から20人前後ぐらい利用待ちの状況が起きてきております。その利用待ちの方は、その当月キャンセルがありますとそこに入ったり、翌月申し込んで利用できたりなどということはあるのですが、もしくはそれでもまだ枠がないということで、訪問型ケアをお勧めして伺ったりということもございました。ただ、対象期間が4カ月未満ということもございまして、どうしても期限内に受けられないという方が発生してきているというような状況でございます。

利用の多い曜日に関しましては、ずっと在宅で、今子育て中の方ですので、特にこの曜日がいいなどのご希望は余り聞いたことはございません。

○こんの委員

現状ありがとうございました。この産後ケアは非常に大事な事業であると、ずっとこの点については私も関心と言うか、取り組む1つとして来たわけなのでございますけれども、今おっしゃられた周知というところで、確かに利用された方がこんな状態だったよという、いわゆる口コミというのは非常に大きいと思うのです。

11時から3時の間で、お一人この客室でしていただくケアという内容について、もう少し具体的にご説明いただきたいのですが、いわゆる4カ月未満までのお母さんなので、その期間、自分のお子さんを連れてきて、一緒に、あるいは預けてご自分だけという場合もあるのでしょうか。その辺の利用の状況、お母さんの状況などを少し教えていただきたいのですが、先ほど課長もおっしゃったように、4カ月未満という、この時期というのは、確かに一番ケアが必要な時期で、そこを集中的に

行っていただくというのは非常に大事なのですが、実はその先も結構大事というふうに思っております。今、産後の肥立ちという言葉は余り使わなくなったのですけれども、3週間が大事だというふうに言われて、そしてお子さんがいわゆる首がすわるまでの間の3カ月、4カ月というのが大事だというふうに言われているのですけれども、病院のほうで、出産の経過がいいと3、4日で退院をしてしまうという状況もあって、十分なケアを受けられないまま自宅に戻ってきてあたふたして、おじいちゃん・おばあちゃんがいればケアができるのですけれども、そうではないご家庭というのは、実はこの後、4カ月以降のケアというのが必要で、それが訪問のほうでも手当てができる状態ではあると思うのですけれども、育児ヘルパーとかいろいろなものはあると思うのですけれども、その辺、この1日11時から3時までの1回だけのケアでどこまで皆さん回復ができているのか、そのケアの中身と回復と言うか、手当てしてもらった後のお母さんの状態というのはどのように受け止めていらっしゃるのか。口コミで広がっているということは、とてもよかったということなのだろうと思うのですが、その辺、時間が限られている1日の中でのケアというのが、私としてはもう少し必要だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○榎本荏原保健センター所長

ケアのまず4時間の内容ということでございます。お一人お一人、利用される方に、どのようなことを希望されて今日いらっしゃいましたかということで、初めにきちんと今望まれていることを、事前に申請時にもお聞きしているのですけれども、当日もまたそれに重ねてきちんとお聞きしています。その上で、赤ちゃんについて気になっていること、細かく聞かないと、お母さんも忙しいので、自分のことなど余り気がつかないのですけれども、お母様もご自分のことをきちんとそこで表現できるように、ちょっとしたシートのようなものをつくって、お母さんの今気になっていることということで、例えば肩こりであるとか、言われてみれば肩こりだと、腰が、手が痛いとか、そういうようなことを丸をつけたりして、簡単なアセスメントをしているということ、それからお子さんについても同じように、授乳のこととか体重のこと、発育とか便秘とか、さまざまありますので、そういったことをお聞きしております。そういったお聞きしたいこと、不安に思っただけのことにつきまして、4時間の中できちんと1つずつお返ししながら行っているというところで、中にはもうほっとして少し30分ぐらいお休みになる方もいて、休息の時間になっていたりする方もいらっしゃいますけれども、そういうことでリラックスをしてということになっております。

満足度という形でアンケートもとっているのですけれども、話を聞いてもらえたかというのも、もらえたと、できたという方が97%で、ややできたという方が3%ということで、ほぼ100%で、5項目ぐらい聞いているのですけれども、できなかったという回答は、直後だということもありますけれども、ほとんど95%以上がとてもできたという回答をいただいております。先ほどの育児不安の軽減についても、できたということで91%の方、ややできたが9%ということで、それなりにご自分の期待の達成についても、できた方が97%、ややできたが3%ということで、ほぼ100%近くの方が満足をして帰られているというふうに思っております。

あと、利用が1回ということもございますので、先ほどお話がありましたように、訪問型ケアについて、例えば1回だけではこの方はまだちょっと、今日はこれである程度不安は軽減できたけれども、また何か心配なことが起きてしまうかもしれないとか、こちら側としても少し心配な方とか、支援が必要かなと思う方につきましては、訪問型ケアをお勧めしたり、もしくは保健師等のフォローに、連携をとってその後のケアもできるようにしたいということで行っております。

4カ月以降は、お母さま自身が外にだんだん出られて、ほかのお母様とお話しして悩みが解決したり、もしくは子育てのネウボラ相談などでもご相談できたりということで、動き始めることができるようになりますので、そういったサービスと合わせてご相談体制を組んでいるというところで、産後の状況を支えていくということでございます。

○こんの委員

詳しくありがとうございました。現状よくわかりました。

いろいろなサービスを組み合わせて、その後、4カ月後の体制もそういうふうにして下さっているということなので、引き続きその点はよろしくお願ひします。

今回、拡充をしたということで、後々やはりニーズがもっと口コミが広がっていったときには、また拡充という、そうした考え方はお持ちなのか、最後にその点をお聞きします。

○榎本荏原保健センター所長

今年度、やはり1人でも多くの方にご利用いただきたいという気持ちで、今回拡充させていただきました。また、来年度につきましても、状況を見ながら拡充についても検討をしてみたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○鈴木（真）委員

拡充ということで進めていっていただきたいのですけれども、訪問型、宿泊型もあるし、それで検討していてもらいたいののですけれども、前に質疑を行ったとき、今回も東京医療保健大学ということで、そのときに助産師会という話が出たのではないかと思ったのですけれども、助産師会との連携というのはどうなっているのかということをお聞きしたいのと、今回、これで完全に運営委託になるということで、助産師会との関係ということで、教えてください。

○榎本荏原保健センター所長

助産師会との関係ということでございますが、1つはこの日帰り型の産後ケア事業はよりかかわって、助産師会と関係してきたのですけれども、つくり上げるのに1年近く、東京医療保健大学と助産師会と区と3者でずっと話し合いを進めて、こういった形でつくって、ケアの内容も含めてつくり上げてきたというのが1つございます。その後、助産師会と東京医療保健大学それぞれと委託契約して行っていた時期がありました。現在、表では東京医療保健大学に運営委託しているのですけれども、実際は、その登録をされている助産師は助産師会の方ということで、事務的なところを東京医療保健大学にお願いしておりまして、助産師会の方々も実際のケアのほうには携わって下さっているということで、いろいろ従事者の連絡会などでも助産師会の方に来ていただいて、話し合いながら事業を、訪問型のときもそうだったので、どのようにしていくか話し合いをして進めているというところです。

○鈴木（真）委員

わかりました。ありがとうございます。私が聞き違えていたのかと思ったので、何か余り連携がとれていなかったように思っていたので、その辺は続けて連携をとってください。これは要望です。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○休憩 正午

○再開 午後1時00分

○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

2 所管事務調査

地域共生社会の実現について

～障害者包括支援相談体制の検討状況～

○石田（秀）委員長

予定表2の所管事務調査を議題に供します。

本日は所管事務調査項目、地域共生社会の実現についてのうち、障害者包括支援相談体制の検討状況を調査項目とします。

まず、理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、質疑、意見等をお願いしたいと思います。

それでは本件につきまして、理事者より説明を願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、所管事務調査、地域共生社会の実現について、障害者包括支援相談体制の検討状況につきましてご説明申し上げます。障害者包括支援相談体制の検討に当たりまして、区の相談支援の現状を把握するため、ヒアリング調査を実施しているところです。

ヒアリング調査概要についてでございますが、調査対象といたしまして、在宅介護支援センター7カ所、拠点相談支援センター4カ所、ほか民間事業所、今のところ2カ所を予定しております。また、そのうち11月末までに1カ所終了しました。障害児者団体13団体のうち、11月末までに5団体につきましてヒアリングを実施したところです。調査期間でございますが、平成30年11月から12月、調査方法につきましては、10月30日に厚生委員会で選定についてご報告させていただきました委託事業者が訪問をさせていただき、直接調査の対象者となる方々と顔を合わせて聞きとりをしております。

ヒアリング結果についてでございますが、まず在宅介護支援センターのところでは、①の高齢障害者の相談受付についてというご質問の現状についてという、今現在の状況についてお伺いしております。黒丸の1番目、相談の流れとして、拠点相談支援センターから65歳近くとなるので介護保険の方をということで受け入れる、受けるケースが多い、また、全盲の方、あとは介護保険のサービスを利用しつつ、障害の同行援護を併用にて利用する方がいらっしゃるということでございます。その下につきましても、やはり65歳間近になって介護保険のサービスを考えていかなければならない段になりまして、相談支援員専門員の方が来られて相談されるということでございます。

次に、②の障害者に対するケアプランについてという質問ですけれども、1番目は2号被保険者、糖尿病等で目が見えなくなり、介護認定を受けた方、障害の外出支援、社会参加を利用し、介護保険のホームヘルプについてはケアマネ、ガイドヘルプは相談支援員と分けてサービスを受けている。こうして役割を分けたほうがいい、2人で対応したほうがいい場合もある、全て1人でとってしまうのもどうかという、ケース・バイ・ケースであるということです。2点目としまして、さまざまな障害がある中で、その特性を把握しながらケアプランを立てていくことは可能だということですが、ただし業務の

整理、基礎知識の取得が必要であるということです。

次に、障害者福祉サービスと介護保険サービスのギャップについてということですが、1つ目の黒丸の方は、そこまで差があるという感じではない。2つ目の黒丸の方は一方で、障害のサービス、制度も頻繁に変わるということをお答えとして得ております。

おめくりいただきまして、④制度の違いにおけるケアマネの位置づけについてですが、障害の方はいずれは65歳以上となり、介護保険となる。ケアマネは病気を問わない。包括的といったことについても、もう既にやっている。特に構える必要はないと思うというお答えです。2つ目ですが、障害も高齢もオールマイティーにできるようにすることが必ずしも理想ではないということで、高齢は高齢、障害は障害、それぞれの専門性を発揮すべきということでございます。

また、⑤在宅介護支援センターに障害の支援専門員を配置することについて、ですが、1つ目は、現在介護サービスを利用している方についても潜在的に障害サービスを活用できる方がいると考えている。また、2点目、在支の中で障害の部分を完全に対応してくれる人がいれば、非常に助かるというご意見です。3点目ですが、専門的な人員を配置する、障害の方に対してある程度対応できる人の配置は必要、ワンストップで対応していくためには今いるスタッフのスキルも上げていかなければならない、お互いに勉強し合って教え合うことが必要だと思う。

⑥地域ケア会議でのケース協議についてということですが、1点目は、障害の相談員とケース会議をしたいという声はあるが、障害の相談員の方が業務がいっぱいとなっていて相談しにくいというのが現状ということです。2点目は、お互いに情報共有できればよいと思う。

⑦研修についてですが、在支同士のつながりなどの機会を通じて相互に学んでいくことが期待される。それから、2点目は、障害にも高齢にも明るい人材を育てていく必要があると思うということ。これから、障害の分野についても勉強していかなければならないという気持ちは、職員は持っているということです。

⑧人員配置についてですが、障害を専門的に行う人、障害・高齢両方対応できる人、高齢を専門的に行う人、そういった職域をつくる必要があるということ。あと、2点目は、こちらの方は相互でということではなくて、兼務は難しいのではないかとということです。

⑨情報共有については、これは多分、高齢福祉課、高齢者地域支援課のことであると思いますが、地域包括ケアシステムでつながっている。障害までがシステムが繋がっていない。障害者福祉課だけが持っているシステムが、外部とは連携していないので、そこはつなげるべきということです。また、2点目ですが、障害の相談のうち、在支に流れるケースについてはリストのような形、こういったケースではサービスを紹介しているといったようなやりとりができるもの、そういった情報があると非常に助かるということ。また、拠点相談から、相談があるケースは現在は少ないということですね。そのあたりの情報共有を密にしていくことは必要。そして、区でも高齢、障害、横串で連携がとれる仕組みづくりを行ってほしいということです。

⑩アセスメントにつきましては、高齢福祉のほうは区独自のアセスメントがあり、共有されていると。障害のほうについてもある程度ベーシックな部分については共通化していくべきだと考えているということです。2点目は、障害の方向けのアセスメントに関する研修会が開催される場合には参加したいという意向が示されています。

以上が在支の回答ということでございます。

次に、(2)でございます。拠点相談支援センターでございます。こちらはまだヒアリング途中というこ

とで少ない形になっていますが、①の体制の変更案についてです。障害者の相談支援を在支が行うことについては賛成であるということ、2点目については、同一の在支であっても高齢と障害では制度が異なり、ケアマネと相談員は別々の職員が行うべきですと、同一人物では無理ですということです。

②拠点相談支援センターで受けた計画相談について、在支への移管の可能性や懸念点についての質問事項です。移管というのは可能であるということ、ケアマネと相談員は専門性が異なり、制度が異なるため、こちらでは別の職員が行うべきという回答を得ています。

③在支において計画相談実施の際に必要な支援は何ですかという答えに対しまして、障害の初任者研修のみでは実践するのが不十分であるため、区内で集合研修を隔月で行い、職員の悩みに対してアドバイスする場を設定する必要はあるのではないかとということで回答を得ております。

次に、障害児者の当事者やご家族の団体のご意見でございます。若くして高次脳機能障害となる方も多くなっている。介護保険と自立支援を使うということで高齢のケアマネさんに相談し、支援をしていくことが多くなっている。2点目は、高齢と同じように拠点での相談体制は必要と思うけれども、いきなりの立ち上げは無理だと思うので、育成を行いつつ体制を整えていくべきだと思うということ。3点目は、医療を伴った相談支援体制ができればよいという期待感がありますということ。ただ、人を増やせばよいということでもなく、その質を担保していくことが重要となると考えているということです。障害児者の団体につきましては、やはりまだ在支で行っていないため、なかなかお答えの中には、相談全般に対してのお声というのは既に区もいただいているところですが、在支に置くということに対してのご意見というのは、まだイメージが湧かないというところです。

3点目の今後のスケジュールについてですけれども、12月末までにヒアリング調査を全て終了する予定です。12月12日、明日ですが、第2回地域自立支援協議会全体会で報告させていただきまして、協議会の委員の皆様からご意見をいただく予定です。その後、それらを受けまして、また平成31年度1月の相談支援部会で課題整理をして情報共有、意見交換を図り、検討してまいります。それを受けまして、平成31年1月中旬から2月末までの間にヒアリングさせていただきました在支、相談支援センター、障害児者団体の方に、また再度フィードバックをいたしまして、そこでまたご意見をいただく予定です。2月にそれらを受けまして相談支援部会で再検討し、3月には第3回地域自立支援協議会全体会成果報告をさせていただいて、皆様からご意見をいただくというスケジュールを進めたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑・ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

改めて在支で相談支援をしていく目的というか、その辺をもう1度、簡単に結構ですけれども、ご説明いただけますか。

○松山障害者福祉課長

まず、相談に特化した仕組みということで、1つ目としましては、地域で相談しやすい体制というのは、やはり一番重要だと考えております。在支にはケアマネという高齢のケアプランをつくる専門家が、地域に根づいていることということで、それらに在支の仕組みとこのを活用させていただいて、障害者の相談員や相談事業所をどのように増やしていくか、あとは相談員の質の向上も合わせて図っていくということです。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。この中で課題がやはり相談員さんの体制だと思うのですが、区として課題の点はどういうふうに捉えているのか、それから、相談員さんに対する研修体制とか、その辺まで考えているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○松山障害者福祉課長

まず、1つ目の体制についてでございますが、ヒアリング調査のご意見の中から、やはり別の職員が行うべきということで、兼務はケアマネとは無理だということがございますので、これからヒアリング途中ではございますので、ご意見を12月中に全ていただきまして、1月の相談支援部会、あるいはまた在支とも打ち合わせを重ねて行ってまいりたいと思っております。ただ、今のところ、今の体制、今の在支のままの体制ではなかなか兼務は難しいということなので、新たに障害者の相談員を配置してという形の方向になろうかとは思っております。

もう1つは、研修についてでございますけれども、障害者の相談員の方ということで、こちらのほうにも拠点相談支援センターからのご意見というのがございますけれども、初任者研修のみではなかなか難しいのではないかと、やはり障害種別、また在支のほうからもさまざまな障害がある中でやはり勉強していかなければならないということで、今いらっしゃる在支の方々も障害に対して研修をしてほしい、実際には、ケアマネとは別の職員が特化して行うべきだと思いつつも、やはり障害の制度、障害種別に関して勉強したいということですので、研修についてのプログラムというのは区としては必要だと考えております。

○鈴木（真）委員

区としていつごろから実施を考えているのかということと、それから、障害児者総合支援施設、今度できるところに区の分室をつくるということで、こういうところもいろいろな研修の場に使えるのではないかと、思うのですけれども、この辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

実施予定ということでございますけれども、恐らく来年、まだ3月までに最終報告ということに、地域自立支援協議会に報告をさせていただいてからということになりますので、来年度につきましては年度途中ということで、4月からの実施ということは難しいというふうに考えております。

また、新施設、総合支援施設のところでございますけれども、確かに総合支援施設の中で区の分室が入るということで、そういった意味でもそこと連携をして一緒に区の中の人材育成というの、福祉カレッジも含めてですけれども、一緒に質を上げるということも考えていきたいと思っております。かなり在支の方も相談支援センターの方も研修に対して非常に前向きで意欲的です、何らかの研修の機会というのはきちんと持っていききたいと思っております。

○鈴木（真）委員

もう1点だけ。皆さん積極的にやるという考え方もあるのでしょうかけれども、その中で具体的に、負担面、費用負担面なども出てくると思うのですよね。当然、研修に出せばその分の負担が出てくるのは、その辺は区としてはノータッチと言うか、フォローを考えなくていいのかというのが1点気になっているところです。

○松山障害者福祉課長

確かに経費の部分、あるいは勤務の中での負担、研修に出て行くことへの負担感というのは、お話の中では聞いております。今すぐに何か具体策というのはまだ考えておりませんが、また意見交換

の場を今回、一旦ヒアリング調査をして終わりということではなく、またフィードバックしたり、いろいろな場面で意見交換もする中で、皆様方から意見を頂戴しながら考えていこうと思っております。

○鈴木（真）委員

まだこれから課題もあるし、地域の中で相談しやすい体制をつくっていく点では、ぜひうまく進めてもらいたと思います。これは要望で終わります。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

ヒアリングをして対面式で聞き取りをしてくださっているということで、大変丁寧に聞き取ってくださっているなと思います。そこで少し参考までにお聞きしますが、在宅介護支援センターは7カ所ということで、全体で何カ所のうち7カ所で、なぜこの7カ所に実施されようと思ったのかということをお教えください。

○松山障害者福祉課長

在支へのヒアリングの選定というところでございますけれども、在支が20カ所のうち7カ所ということで、このヒアリング先と申しますのは、まずは高齢障害の方、あるいは障害に何らかかかわりのあるところをピックアップさせていただきました。やはり具体的に、どのようにこのことを進めていくかということで、なかなかイメージが湧かないということと、あとは地域バランスを考えまして、6圏域で1カ所以上はというところで選定したものでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。バランスよくお聞きしていただいて、かつかかわり、そういった事例のある在支をということで、頻度として多いところを選定をされたのだらうと思うのですが、少なくとも、いわゆる障害者の方が高齢になって、あるいは逆で、高齢になってから障害を負ったという形で、これまでも多分、こういったご相談のはざまと言うのでしょうか、どちらが主体的にその相談を受けて、進めていくかという課題は、多分これまでもあったのだらうと思うのです。それを今回、一緒にできるような形の体制をとってくださるということだと思っておりますけれども、いろいろなヒアリングの中の声も出ていましたけれども、今まではどういうふうにご相談者の高齢福祉の部分、障害福祉の部分、どのような形でご相談されていたのか、改めて状況を伺います。

○松山障害者福祉課長

高齢障害であったり、あとは若くして障害を負っていた2号被保険者の方への対応ということでございますけれども、比較的多いのは、障害を受けて高齢者になられる方というのは多くございます。そういった場合に、では介護保険制度が使えるとか、あるいは介護保険制度だけではなくて、障害固有の部分については上乗せのサービスを検討するという形でのかかわりになろうかと思っております。

また、2号被保険者の場合については、こちらのほうでも事例が載っておりますけれども、併用すると言う形で、それぞれのところでの、制度上のサービスというものが主なものと思っております。

○こんの委員

お受けした事例というのはそういう形で、それを実際、要するに他課との連携をとってしていくというところだと思っておりますけれども、先ほどご説明であった、他課との連携というのは非常に大事けれども、それぞれの立場も大事だというご意見が、確かヒアリングの中にあつたと思っておりますけれども、明らかにその課題が、その方が困っていらっしゃる、そのサービスの必要なところ、手当てをしなければ

いけないというところは、他課との連携がとりやすい状況であったかどうかというのが、先ほどのお声で1つあったかと思えます。なかなか相談するに、お互い遠慮し合ってしまったところもあったような文面がありましたけれども、今回の在支に置いたときにも、そういうことは少し考えられる部分かと思うと、これは在支に置こうが置くまいが、他課との連携はこれに限らず、そうしたことというのは非常に、進めるときにスムーズに行かないと言うか、滞ってしまう、それが一番、そこは結構大変と言うか、利用者さんにとってはなかなか答えが返ってこないねとか、あるいはことが進まないねという、そうしたことにつながってしまう。では、在支に置くところというのはきちんと手当てされていくのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○松山障害者福祉課長

確かに、委員ご指摘のとおり、連携と一口に言いますが、ご本人にとって、やはりスピードを持ってご本人の臨む支援が実際に提供されるのかというところが一番課題になっております。また、制度のはざまの部分については非常に課題だと思っております。

あとは、本人だけではなく、家族丸ごときちんと支援するという視点というのはとても大事だということは思っております。在宅介護支援センターにつきましては、非常にもう地域に根づいていること、地域の方が困ったときに相談しやすいところ、しっかり地域に浸透しているということは、非常に大きなメリットであろうと考えております。同じ在支の建物の中に、一緒に隣にいて、連携をするということと、場所が全く違って、違ったところで連携を図るところでは、かなり同じ建物の中で隣にいる、机を並べてやっていくというメリットは非常にあろうかと思っております。また、これまで長年蓄積された高齢者の方へのノウハウというものもありますので、これだけ前向きに勉強をしたいというお声が上がってきておりますのは、非常に心強いところでもありますし、あと、拠点相談支援センター、また数が少ない状態ですけれども、この中のご意見の中でも、在支が行うことは賛成ですよというご意見もいただいておりますので、在支ありきではないということは認識しております。もちろん、民間支援事業等の誘致というの、やはり推進していかなければならないと思っております。でも、今のところ、品川区内の段階では、民間支援事業所の誘致をするほか、在支への障害者の相談支援員の配置というのは、非常に進めていく方向かということで、このヒアリング調査から読みとることはできます。

○この委員

先の方向性のお話をいただいてありがとうございます。今、課長がおっしゃった中のワードとして、家族丸ごとという、そこは非常に大事だと思います。そうなったときに、障害福祉、高齢福祉のほかに、いわゆる生活面での相談という、見えてくるものというのは多分あると思うのですね。ご家族もろもろ見ていくと、生活そのものはどうなのか。そうすると、そのほかの課との連携というのも考えられると思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○松山障害者福祉課長

確かに障害の部分、非常にライフサイクルや、生活の中で支援をしておりますので、他課との連携というのは非常に複数回にわたっております。障害の方はかなり高齢、65歳以上の方も多くございますし、2号被保険者の方も多くございますので、まずその分野をきちんと連携を実践的に図るような形で、具体的に進め、そのほかの分野につきましても同時並行でこれまでの連携を生かしつつ進めていきたいと思っております。

○この委員

その連携とともに、いわゆるここで、先ほどもありましたけれども、研修をしていくというところに、

区のサービスをどれだけご存じで、その場で提案できるかというのが非常に大事であると思うのです。後で聞きます、調べます、確かにそれもいいと思うのです。ですが、この方にはこういうサービスが必要だ、このご家族はこういう状態だから、あそこの課とも連携をしておくことが大事だという、ご相談を聞いているときの発想力と言うか、何が困ってらっしゃって、どこを手当てしたらいいかというふうになってくださることが大事かと思うと、その研修の内容というところが非常に大事かと思うのです。いい体制をつくってくださる、これは期待しておりますので、その辺のところのご相談の受け方と対応力と連携のとり方というところをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

確かに委員のご指摘のとおり、相談されたときに、相談員の知識や、例えば区の制度の知識、あるいは近隣区を含めた地域資源ですとか、あとはご本人の状況や家族を含めてアセスメントするということが等々、かなり高度な対応力を要求されることかと思えます。また、障害種別もさまざまですので、そういったことにつきましては、本当に日々研修、研鑽が必要だと思っております。そのためには、実際に相談の業務の整理、実際にヒアリングの中でもありましたけれども、業務の棚卸、きちんと相談員が本来すべきことというのを洗い出して、その上でまた研修を通じて質の向上を図ってまいりたいと思えます。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○鈴木（ひ）副委員長

ヒアリングのところなのですが、在宅介護支援センターの7カ所というのは、高齢障害にかかわりのあるところということでしたけれども、65歳以上を過ぎると一応基本的に介護保険優先ということになるので、高齢障害にどの在支もかかわっているのではないかという思いがするのですが、それがなぜ7カ所なのかというのを、改めて教えていただきたいのが1点です。

それと、ヒアリングの結果では、在宅介護支援センターが7カ所に聞き取ったのが10項目にわたって、ずっと寄せられた意見が書かれているのですが、聞き取りというのは大まかにこの項目でどうのご意見ですかという、そういう感じで対面で聞かれたということなんでしょうか。そして、聞かれたのはセンター長1人にだけ聞かれたのか、それとも在宅介護支援センターでこういうことに対して意見を集約したという形で聞かれたのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○松山障害者福祉課長

高齢障害のことだけではなくて、もちろん2号被保険者の方、高次脳の方ももちろん、さまざまな障害にかかわりが深いところをピックアップしたので、どの在支も少なからず高齢障害の方にはかかわっていると思っております。ただ注目が、要は障害の面から注目されるのか、高齢者だと思ってそのままという在支もありますので、それぞれ捉え方がまだまだ高齢障害になれていない在支もあるということはありません。

また、質問項目についてですけれども、この10項目について、在支についてはやはり統一感を持って同じ質問項目に対して聞かなければ、なかなか課題があらわにならないということですので、10項目に対して聞いております。

あと、お答えになった方というのは、在支の場合は管理者の方とケアマネージャーと聞いております。

○鈴木（ひ）副委員長

この7カ所がゆくゆく指定特定相談支援事業所を併設する可能性のある在支という、そういうふうな

ところで7カ所というふうになっているのでしょうかということが1つと、それから、先ほどもありましたように、在支のケアマネがそのまま障害者のケアプランを組むというのは、なかなか難しいという意見が多く出ていると先ほどのご報告でもありましたけれども、そういうことで言うと、在支で指定特定相談支援事業所を一緒にやると言っても、併設するみたいな形が考えられるのかという感じなのですが、そうした場合、指定特定相談支援事業所の最低限度の人員体制の必要数というのはどうなっているのかについてもお聞かせください。

○松山障害者福祉課長

まず、その7カ所についてなのですけれども、今回ヒアリングをさせていただいて、聞いていない在支が可能性がないわけではないと思いますけれども、実際に伺った結果で、かなり在支が前向きに捉えていただいているという感触は得ています。ただ、具体的に、ではどういうふうに行ったら進められるのかというところは、まだまだ課題は1つずつ進めていかなければならないと感じています。

あと、指定特定相談支援事業所の基準ということでございますけれども、管理者1人、これは兼務が可能だと思っております。あとは相談支援専門員は専従ということで1名以上ということになっていきます。

○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、やはり相談支援専門員の育成と言うか、それが必ず必要になってくると思うのですけれども、そういう点では厚労省のほうでも相談支援専門員の養成について見直しがされて、充実をしていくということで、来年度から研修の時間数なども、カリキュラムも変わるというような方向が出されているかと思うのですけれども、そのところでは、どういうふうはこの相談支援専門員を養成していくのか、東京都の研修を受けるということになると思うのですけれども、その辺の仕組みを教えてくださいたいのですけれども、東京都の研修を受ける資格というのはどういう資格になるのか。もともと持っている資格と、実務経験というのがあると思うのですけれども、そのもともと持っている資格というのはどういう資格で、実務経験がどれくらいになるのかということをお教えいただきたいのと、あとはそれを研修したからといってすぐにそのまま新しいところにぼんと行くというふうにはなかなかないのではないかと思うのですけれども、その辺のところも区として考えられていることがありましたら、お聞かせください。

○松山障害者福祉課長

相談専門員の資格ということでございますが、確かにご指摘のとおり、もともとの社会福祉士とか介護福祉士等々の資格プラス実務経験というのは、確かにあります。詳細なものは今日持ってきていないのですがそれは決まっております、東京都の相談支援専門員の研修というのを受けて、相談支援専門員としてきちんと従事することができるということなのですけれども、こちらのヒアリング調査でもございましたとおり、初任者研修だけを受けていきなりその方がなるということではなくて、やはり、資格はあるのですけれども、実際にお仕事に従事される際には、やはりそれとは別に研修が必要であるというふうに考えております。区といたしましては、どういった研修が必要なのかということも、拠点相談支援員の専門委員がおりますので、どういったカリキュラムを組んだほうがいいのか、研修プログラム等も含めまして、またご意見を頂戴しながら考えていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

東京都の研修を受けて、さらに研修をしながら、それで配置されるというふうなことになるということなのですけれども、考え方としては、在支ありきではないということで、これから自立支援協議会

にこのことも報告をしながら、またさらにヒアリングも進めながら、いろいろ検討されて方向が出されていくと思うのですけれども、もしも在支と一緒にやるというふうなことになるとしても、在支とこの新たな相談の支援専門員を置いて、併設のような形でイメージすればいいのでしょうか。

○松山障害者福祉課長

実際の仕組みのところだと思いますが、今ヒアリングしている段階ですので、これから仕組みについて、では具体的にどのように配置すべきか、その方が実際に支援員として相談を受けることになりますので、研修等のプログラムをどうしたらいいか等、さまざまな課題というのはこれから出てくるかと思っております。まだ課題の整理まで行っておりませんので、申しわけないのですが、ヒアリング調査も途中だということで、ご報告させていただいた次第でございます。今後課題をもう少し明確に整理して、1つずつ解決策があるのかどうかというのは、ご意見を頂戴しながら考えていくということになるかと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

本当に障害者の皆さんが言われるのは、やはり相談支援のところが一番根本的な問題なので、その充実をしてほしいというのは、さまざまな団体の皆さんも言われているところなので、ぜひこういう形でもっと課題を整理して進めていっていただきたいと思うのですけれども、今、3年間の障害福祉計画が今年から始まりましたけれども、来年はアンケートを全ての障害者と障害児にとって、それをもとにしながら計画を組んでいくというふうになったと思うのですけれども、そのアンケートの中にも、この相談のことは、項目としてぜひ入れていただきたいと思うのですけれども、そして広く障害者の皆さんからご意見を伺うという形にぜひしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、来年度につきましては、障害児者の方に対しましてアンケートというのを、今後の計画に向けて実施させていただき予定でございます。その項目につきましては、私もやはり相談支援体制というのは非常に大事ですし、当事者の方も拠点相談支援センターの方も、相談支援体制の充実という目的は、誰もが望むところでございます。相談についての項目というのは、アンケートの中に入れていきたいと、既に私も思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、今回在支と、在支のところにももしも併設するというふうになったときに、やはり連携というのはかなりされていく、どちらにしても、本当に障害と高齢は切り離せない部分があるので、連携というのはそうでなくてもされる部分というのがあると思うのですけれども、そういう点で言うと、さまざまところで申し上げてきたのですけれども、地域包括支援センターで、やはり保健師や社会福祉士や主任ケアマネという、その3職種が配置されている地域包括支援センターのところで障害者の相談も受け入れるという方向は出されていると思うのですけれども、そういう中で、医療であったりとか、権利擁護だったりとかというところでの、職員配置という、在支のところには障害者の相談支援を併設するとなったときに、その医療や保健師や社会福祉士などの在支への配置というのもぜひ私はしていただきたいと思っているのですけれども、そういう点については、障害者の部分から見たらいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長

障害者の相談支援専門員を配置するというので、当然ながら、このヒアリング調査の中の当事者のご意見としては、医療を伴った相談支援体制ができればよいとの期待感はあるということですので、た

だ、そうは言いましても、人材というところはさまざまな職種の中で、もちろん医療を伴ったものであれば非常に望ましいというふうには思っております。やはり障害のある方は、どうしても医療機関のつながりがありましたり、あと、疾患によっては医療的な知識が必要と思っておりますので、伴ったものが配置できれば一番よろしいかと思っております。ただ、現実的にはこれからということになりますので、具体的には1つずついろいろな課題をクリアしながら進めていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）副委員長

本当に今、課長が言われたように、障害を持っている方は医療にかかる割合も多いですし、欠かせないところでもあると思いますので、私はこれを機会にぜひ、併設ということになれば、保健師、社会福祉士、主任ケアマネの3職種配置の地域包括支援センターという形でぜひつくっていただきたいということで、要望にします。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

○若林委員

確認です。2ページの⑥の地域ケア会議でのケース協議ということで、これは在支の方から拠点相談の方に対する目線で、障害の担当の方が業務的にいっぱい相談しにくいのが現状と、こういう区の認識はございますか。

○松山障害者福祉課長

ケース会議についての認識でございますけれども、実際に障害者の拠点相談支援センターの中には、非常に業務が多忙であるということで、ご自分たちもそう思っている部分がありますので、これが全ての意見なのかという難しい部分もあると思います。確かに、きちんと高齢と障害と連携して、ケースカンファレンスを行っている例もありますので、これは本当にヒアリングのお答えをそのまま持っているということなので、1つのお答えということになろうかと思えます。

○石田（秀）委員長

それでは、ほかによろしいですか。

私から1つだけ確認させてください。それがいい、悪いと言っているのではなくて、私の聞き違いかもしれないので。

先ほど鈴木（真）委員から、障害者支援施設での、区も入るので研修という活用とかいろいろ話があったのだけれども、それはもう何度もやっているから多分、スペース的にはできるだろうということで、行っていかれるというような答弁だったと私は聞いているのだけれども、そこまで言ってしまうと、指定管理なのだし、そこを使って障害者の方の支援にフル活用してくださいというのは、プロポーザル提案もあって、その意味で指定管理を行うのだから、区が入るからと言って、単純に使うと言うのは少し違うのではないかと。まずフル活用してもらって、その空きスペースで地域開放もあってもいいのだけれども、そこで区が、そのときそこを活用しますよ、空きの中でというのならいいけれども、積極的という言い方で当たり前のように研修などでいろいろ使うと言うのは、指定管理の意味合いが少し違ってきってしまうような気がしてならないのだけれども、もし聞き間違いであれば、その確認だけ教えていただきたい。

○松山障害者福祉課長

確かに、総合支援施設は指定管理ということなので、指定管理者が施設のところをまず活用していただきまして、当然ながら総合支援施設ですので、指定管理者と区が連携をとりながら、一緒に研修、福

祉カレッジも含めまして、研修をしてみたいと思っております。

○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、石田（ち）委員より、今定例会の一般質問にかかわる所管質問の申し出がございました。

質問項目は、おくの議員の一般質問の「国保料引き下げ」に関する項目から、「保険料減免へあてる法定外繰入金について」および「国の留意事項と給与等の差押えについて」でございます。

これより所管質問を行います。申し出をした委員以外の方も議論に加わっていただきますので、よろしくをお願いします。

本日、石田（ち）委員が欠席のため、過去こういうことは余りなかったのだけれども、同会派の代表として鈴木（ひ）副委員長から改めまして質問をお願いいたします。これはいつも言っていることなのですが、本会議の質問の繰り返しにならないような形でお願いをいたします。

○鈴木（ひ）副委員長

ご配慮ありがとうございます。

国保の問題でこの質問をお願いしたいということなのですが、1点は子どもの均等割無料化を求めますということでの質問に対して、区から、子どもの均等割を無料化するとすると、一般会計の法定外繰入を増やすことになる、そして国から、法定外繰入は削減・解消すべきということでは、それをさらに増やすようなことはできないので、子どもの均等割無料化はできないという、そういう答弁があったと思うのですが、国が求めている削減・解消すべき法定外繰入というのは、決算補填等目的の法定外繰入、これについては国保運営方針に基づき計画的に削減・解消すべきとされているのですが、子どもの均等割無料化については国保税の減免額に充てるためという、そちらの法定外繰入になるので、これは決算補填等目的以外の法定外繰入ということで、国が削減・解消すべき法定外繰入には当たらないのではないかと思いますので、なぜ国が削減・解消すべき法定外繰入を増やすことになるという答弁だったのか、改めてお聞きしたいというのが1点です。

それともう1つは、国で給与等の差押禁止の基準ということで、これは2018年1月3日の国保等担当者会議の資料の中で留意事項が改めて出されておまして、ここでは生活保護法における生活扶助の基準となる金額は差押さえることができないということで、1人10万円、さらに家族がいる場合は1人4万5,000円を加算した額とされているのですが、この留意事項を区は守っていると言いつつ、差押禁止にかかる給付金も預金口座に振り込まれた場合は預金債権に転化するため差押禁止財産の属性を承継しないということなので、留意事項と、この預貯金に入った場合は承継しないから差し押さえてもいいということは矛盾すると思うのです。ですから、緊急事項を守っているということにはならないのではないか、そこを改めてご説明いただきたいということでお願いしたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

2点の質問についてお答えいたします。

まず、1点目は法定外繰入金の考え方でございます。国からは決算補填等目的の法定外繰入金を縮減・解消するよう求められております。区独自の子どもの均等割の無料化、軽減化につきましては、その負担をさらに一般財源から賄うこととなり、非常に困難と考えております。区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通して国に求めてまいります。

なお、区独自の子どもの均等割軽減・無料化につきましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通して国に求めているところでございますが、国の資料の中での分類は、区といたしましては保険者の政策によるものと考えておりますので、決算補填等目的の法定外繰入金に含まれるものと考えております。区といたしましては、引き続き特別区長会および全国知事会を通して国に強く求めてまいります。

次に2点目、国からの留意事項についてでございます。留意事項の給与等の差押禁止の基準は、生活保護法における生活扶助基準となる金額は差押さえることができないと書かれております。区では今までもこの留意事項の給与等の差押禁止の基準ののっとりて全件実施しております。また、差押禁止財産の考え方についてでございますが、最高裁判決について差押禁止にかかる給付金も、預金口座に振り込まれた場合は預金債権に転化するため、差押禁止財産の属性を承継しないとしております。これまでも区は納付相談や財産調査など丁寧に実施し、必要に応じて執行停止も実施しており、今後も留意事項を踏まえ、判例・法令等を遵守し、適正な滞納処分に努め、国保制度の安定性や公平性を引き続き図ってまいります。

したがって、給与等の差押禁止の基準についても全件実施しておりますし、この差押禁止財産の考え方、先ほど申し上げました預金口座に振り込まれた場合は預金債権に転化するため、こちらも実施して守っておりますので、矛盾しておりません。

○石田（秀）委員長

答弁が終わりました。

一応、言っておきますけれども、所管質問なので、答弁に対して違うとか言うのではないので、答弁は向こうはそれで言っているのだから、それに対してご意見があればご意見でいいけれども、質疑とかいう話ではないので。〔質問はできない〕とつぶやきあり〕質問でもいいけれども、それは質問でも、向こうの答弁は決まって、今言っているの、これは所管質問だから、そこを踏まえた質疑と、あとはご意見があればご意見というのはどうぞ行ってください。

○鈴木（ひ）副委員長

決算補填等目的の法定外繰入に入るということだったのですけれども、保険者の政策によるものということなのでそちらに入るということだったのですけれども、これは保険料の負担緩和を図るためと、地方単独の保険料軽減額ということになると思うのですけれども、そういうことで言うと、国保料全体を引き下げるためのものが政策によるものということに当たるものであって、この子どもの均等割の無料化ということに対しては、ほかの自治体でも既にされているところがいくつもありますけれども、そういうところは国保法第77条の保険者は条例または規約の定めるところにより特別の理由がある者に対して保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができるという、これに基づいて、子どもの均等割無料化であったり軽減であったりされているのです。そういうところからすると、決算補填等目的以外の法定外繰入になるのではないかと思うのですけれども、その点を1つお聞かせください。

それともう1つ、差押禁止にかかる給付金もという判例のことなのですけれども、ほとんど年金にし

でも給与にしても預金口座に入ります。直接給与や年金を差押さえる場合は、この10万円であるとか、プラス4万5,000円というのは残しますということで、以前もそういう答弁があったのですけれども、ただそれが預金口座に入ってしまった場合は差押さえることができるのですよという考え方ですという、それで改めていいのでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

この子どもの均等割の無料化・軽減化につきましては、いろいろな考え方があるとは思いますが、区といたしましては、こちらの決算補填等目的の、先ほど申し上げました保険者の政策によるものと考えておりますので、先ほど委員がおっしゃられました国保料の減免額につきましては、今の段階では区といたしましては政策によるものと考えております。こちらの減免額と申し上げますのは、国保法第77条または地方税法第717条と考えておりますので、そうしますと、地方税法第717条は、減免でございます。減免と申し上げますのは、例えば、この趣旨は災害等による資産の損失、または事業の廃止により生活困難となった場合の減免を指し示すものと、区といたしましては考えておりますので、こちらには、今の段階では該当しないということで、決算補填目的の法定外繰入金と考えております。

2番目の質問、差押禁止の部分でございますが、委員が先ほど言われましたように、預金に入った場合は転化される、私も申し上げましたが、その部分でございますので、今までどおりのことを実施してまいります。

○鈴木（ひ）副委員長

区の考え方としてということですが、これは区長の判断でそれができるといふこと、区長の判断がそういうこと……

○石田（秀）委員長

議論をするのではなくて、所管質問なのだから、今、区は所管質問があつて答弁をしているから、主張だけすればいい。

○鈴木（ひ）副委員長

主張だけしますから。

区長が、そういうふうなことになるならば、国が削減・解消すべき法定外繰入というものではないところであるということなので、私はぜひ、ほかの自治体でもされているわけですから、保険料減免額に充てる、国もそういうところでは言えないわけです。なので、もともと法定外繰入そのものも自治体が判断するということではあるのですけれども、二重に国が求めるものではないものでできるということなので、ぜひご検討いただきたいということで、これは主張しておきます。

あとは、最低生活費としての年金や給与でも預貯金に入った場合は、区としては差押禁止財産として承継しないので、預貯金に入ったものであれば差押さえることができるという判断だということなので、よろしいでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長

国民年金保険料は本来自主納付が原則と考えております。納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方にに基づき、この制度が維持・継続できるよう、事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など、個々の生活状況を総合的に鑑みて行っております。生活が厳しい方につきましては、今までも必要に応じて執行停止、また生活保護や就労支援へのご紹介を実施しております。引き続き、個々に応じた納付相談など、窓口や電話にて丁寧に対応してまいります。

○石田（秀）委員長

いいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり、申し出をいたします。

(3) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

議案審査の結果報告につきましては、正副にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(4) その他

○石田（秀）委員長

次に、(4)その他でございます。

その他で何かございますでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長

それでは、私から1点ご案内をさせていただきたいと思っております。お手元のピンクのチラシを資料として出させていただきましたので、そちらをご覧ください。

毎年実施しております認知症講演会のお知らせでございます。例年、秋口に行うことが多かったのですが、今年度につきましては内容の調整、出演者の調整、場所確保等々の理由で、平成31年2月23日土曜日13時から15時30分という予定で開催を考えております。会場は荏原文化センター大ホール、費用は無料となっております。申し込み方法等につきましては記載のとおりでございます。先着順ということになっておりまして、約400名を予定しております。

このチラシには記載はありませんが、PRにつきましては広報しなごでは1月21日号を予定しております。その他、ポスター、チラシ等々、それから民生委員協議会等のご案内も予定しているところですので。

講演内容につきましてはチラシの中央から下になりますけれども、まず第1部としまして、今年度は

各地区で開催しております認知症カフェ、こちらを映像を交えてのご紹介と考えております。その映像の中で出演する西五反田ヘルパーステーションの方に講演として出席していただく予定になっております。第2部では外部からの講演者をお呼びいたしまして、一番下になりますが、肩書としましてはエッセイスト・コメンテーターとなっております。安藤和津様にお越しいただきまして、ご自身の母親を介護した体験を、通常ネガティブになりがちな認知症ですが、これを明るくポジティブに捉えて講演をするということで、他の自治体等でも大変好評を得ているということで、なかなか日程確保が難しかったのですけれども、今回品川区でもご講演いただけるということで決まったところです。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件について、何か確認がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、本件を終了いたします。

そのほかで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時10分閉会